

資料2-1：都市計画道路整備進捗状況

(平成25年3月末現在)

路線番号	路線名	計画決定		整備済延長 (m)	整備率 %	事業中延長 (m)	未着手延長 (m)
		幅員(m)	延長(m)				
3・1・227-1	大阪中央環状線	120	5,860	5,860	(100.0%)	0	0
3・1・227-2	築港枚岡線	40	7,740	7,740	(100.0%)	0	0
3・1・227-3	七軒家本庄線	40	1,640	1,640	(100.0%)	0	0
3・1・227-4	菱屋東長田線	40	660	660	(100.0%)	0	0
3・2・227-5	大阪生駒線	32	5,340	1,900	(35.6%)	0	3,440
3・2・227-6	加納玉串線	32	5,780	3,450	(59.7%)	80	2,330
3・2・227-7	東大阪中央線	30	5,370	1,040	(19.4%)	0	4,330
3・2・227-8	足代四条線	30	6,920	330	(4.8%)	440	6,150
3・3・227-9	洪川放出線	25	5,020	2,070	(41.2%)	220	2,730
3・3・227-10	大阪枚岡線	27	8,660	600	(6.9%)	300	7,760
3・3・227-11	友井稲田線	25	5,900	580	(9.8%)	0	5,320
3・3・227-12	衣摺大蓮線	25	450	0	(0.0%)	0	450
3・3・227-13	瓢箪山駅前線	25	110	0	(0.0%)	0	110
3・4・227-14	小阪稲田線	18	3,210	1,410	(43.9%)	590	1,210
3・4・227-15	鴻池駅前線	20	1,700	650	(38.2%)	0	1,050
3・4・227-16	大阪外環状線	20	6,600	5,760	(87.3%)	840	0
3・4・227-17	太平寺上小阪線	18	2,750	120	(4.4%)	210	2,420
3・4・227-18	洪川友井線	18	3,170	0	(0.0%)	0	3,170
3・4・227-19	大蓮線	18	430	0	(0.0%)	0	430
3・4・227-20	稲田石切線	20	6,810	1,940	(28.5%)	0	4,870
3・4・227-21	加納水走線	18	1,650	1,650	(100.0%)	0	0
3・4・227-22	大阪八尾線	16	3,290	500	(15.2%)	80	2,710
3・4・227-23	荒川森河内線	16	2,750	2,650	(96.4%)	0	100
3・4・227-24	小阪駅前線	16	750	750	(100.0%)	0	0
3・4・227-25	友井長田線	16	4,390	520	(11.8%)	0	3,870
3・4・227-26	近江堂線	16	1,270	400	(31.5%)	0	870
3・4・227-27	柏田大蓮線	16	1,270	0	(0.0%)	0	1,270
3・4・227-28	荒本北線	16	560	560	(100.0%)	0	0
3・4・227-29	八尾枚方線	16	4,780	880	(18.4%)	510	3,390
3・4・227-30	菱江玉串線	16	3,290	1,630	(49.5%)	280	1,380
3・4・227-31	徳庵鴻池線	16	2,530	0	(0.0%)	0	2,530
3・4・227-32	荒川六万寺線	16	6,700	6,700	(100.0%)	0	0
3・4・227-33	新庄荒本北線	20	1,030	1,030	(100.0%)	0	0
3・4・227-34	花園駅前線	16	240	240	(100.0%)	0	0
3・4・227-35	菱江吉田線	16	1,210	1,210	(100.0%)	0	0
3・5・227-36	大阪金岡線	15	3,950	2,310	(58.5%)	80	1,560
3・5・227-37	大阪瓢箪山線	15	7,310	4,860	(66.5%)	1,150	1,300
3・5・227-38	俊徳道駅前線	13	110	0	(0.0%)	110	0

(平成25年3月末現在)

路線番号	路線名	計 画 決 定		整備済延長 (m)	整備率 %	事業中延長 (m)	未着手延長 (m)
		幅員(m)	延長(m)				
3・5・227-39	日下額田宮前線	12	2,030	150	(7.4%)	0	1,880
3・5・227-40	花園駅前東西線	13	60	60	(100.0%)	0	0
3・5・227-41	若宮東西線	12	810	780	(96.3%)	0	30
3・5・227-42	瓢箪山駅前東西線	12	1,200	0	(0.0%)	0	1,200
3・5・227-43	東花園枚岡神社線	12	2,550	1,760	(69.0%)	0	790
3・6・227-44	永和高井田線	11	1,250	790	(63.2%)	0	460
3・6・227-45	小阪駅前東西線	11	160	160	(100.0%)	0	0
3・6・227-46	柏田上小阪線	11	1,850	0	(0.0%)	0	1,850
3・6・227-47	西高井田荒本線	11	4,030	680	(16.9%)	0	3,350
3・6・227-48	森河内横枕線	11	3,850	3,060	(79.5%)	0	790
3・6・227-49	山麓線	8	7,420	1,640	(22.1%)	230	5,550
3・6・227-50	池島横小路線	8	1,040	0	(0.0%)	0	1,040
7・6・227-4	大阪外環状線附属街路 東側1号線	8	80	0	(0.0%)	80	0
7・6・227-5	大阪外環状線附属街路 東側3号線	8	900	610	(67.8%)	290	0
7・6・227-6	大阪外環状線附属街路 西側2号線	8	750	750	(100.0%)	0	0
7・7・227-1	奈良線附属街路北側1号 線	6	480	0	(0.0%)	480	0
7・7・227-2	奈良線附属街路南側1号 線	6	770	0	(0.0%)	770	0
7・7・227-3	奈良線附属街路南側2号 線	6	890	0	(0.0%)	890	0
8・6・227-2	大阪外環状線附属街路 東側2号線	8	40	40	(100.0%)	0	0
8・6・227-3	大阪外環状線附属街路 西側1号線	8	70	60	(85.7%)	10	0
8・6・227-4	大阪外環状線附属街路 西側3号線	8	60	60	(100.0%)	0	0
8・7・227-6	奈良線附属街路南側3号 線	8	150	0	(0.0%)	150	150
8・7・227-1	奈良線附属街路北側2号 線	6	100	0	(0.0%)	100	0
8・7・227-5	大阪外環状線附属街路 西側4号線	6	40	40	(100.0%)	0	0
	計	62 路線	161,780	72,280	(44.7%)	7,810	81,690
1・4・227-1	大阪東大阪線	18	6,720	6,720	(100.0%)	0	0
	計	1 路線	6,720	6,720	(100.0%)	0	0
合 計		63 路線	168,500	79,000	(46.9%)	7,810	81,690

資料2-2：公園緑地の現況

(平成25年11月末現在)

都市計画決定 公園緑地		左記のうち開設 公園緑地		その他の公園 開設公園緑地	
箇所数	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
152	166.72	112	126.84	211	15.12

資料2-3：土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備状況

(平成25年12月末現在)

地区名	施行者別	施行面積	認可年月日	摘要
布施第一地区	組合	6.1 ha	昭和12. 3.	完了
西部地区	市	115.0	昭和40. 3.2	〃
東大阪開発地区	府	220.0	昭和41.11.11	〃
中部地区	市	392.7	昭和47. 5.12	〃
足代地区	市	8.0	昭和23. 4.19	〃
小阪駅前地区	組合	33.4	昭和14. 6.10	〃
上小阪本町地区	市	5.6	昭和23. 4.19	〃
小阪第一地区	組合	5.3	昭和11. 6. 9	〃
上小阪地区	組合	17.5	昭和12.10. 5	〃
長瀬駅前地区	組合	1.6	昭和25. 2 1	〃
岸田堂地区	組合	23.7	昭和35. 3.30	〃
弥刀第一地区	組合	12.8	昭和13.11.10	〃
友井地区	共同	7.3	昭和41. 6.24	〃
吉田新家地区	組合	22.2	昭和42. 1.28	〃
上六万寺町・上四条町地区	個人	1.6	平成19.12.21	〃
若江岩田駅前地区	組合	1.7	平成 8. 3. 1	〃
布施駅北口第一地区	組合	1.1	昭和62.11.19	〃
河内花園駅前地区	組合	1.3	平成16. 4. 6	〃

資料2-4：防火地域及び準防火地域の指定

(平成25年3月末現在)

種類	面積 (ha)	全市街化区域 (4,981ha) に対する割合 (%)
防火地域	(414.0)	(8.3)
準防火地域	(1,231.0)	(24.7)
計	(1,645.0)	(33.0)

資料2-5：地域防災拠点一覧表

(平成25年12月末現在)

No.	自治連合会校区	名称	No.	自治連合会校区	名称	No.	自治連合会校区	名称
1	池 島	池島小学校	19	玉 串	玉串小学校	37	小阪	小阪小学校
2	縄手南	縄手南小学校	20	花 園	花園小学校	38	八戸の里	八戸の里小学校
3	縄手上四条	縄手小学校	21	花園北	花園北小学校	39	上小阪	上小阪小学校
4	縄手北	縄手北小学校	22	英田南	英田南小学校	40	楠 根	楠根小学校
5	枚岡東	枚岡東小学校	23	英田北	英田北小学校	41	意岐部	意岐部小学校
6	枚岡西	枚岡西小学校	24	荒 川	荒川小学校	42	弥 刀	弥刀小学校
7	石 切	石切小学校	25	長 堂	長堂小学校	43	弥刀東	弥刀東小学校
8	石切東	石切東小学校	26	三ノ瀬	三ノ瀬小学校	44	柏 田	柏田小学校
9	孔舎衛	孔舎衛小学校	27	高井田東	高井田東小学校	45	八戸の里東	八戸の里東小学校
10	成 和	成和小学校	28	森河内	森河内小学校			
11	鴻池東	鴻池東小学校	29	菱屋西	菱屋西小学校			
12	北 宮	北宮小学校	30	永 和	永和小学校			
13	加 納	加納小学校	31	太平寺	太平寺小学校			
14	弥 栄	弥栄小学校	32	高井田西	高井田西小学校			
15	玉 川	玉川小学校	33	長瀬北	長瀬北小学校			
16	岩田西	岩田西小学校	34	長瀬西	長瀬西小学校			
17	玉 美	玉美小学校	35	長瀬東	長瀬東小学校			
18	若 江	若江小学校	36	長瀬南	長瀬南小学校			

資料2-6：東大阪市における指定文化財の現況

指定文化財の件数

(平成25年12月末現在)

種別 指定別	有形文化財								無形文化財	選定 保存技術	民俗文化財		記念物			天然記念物	計
	建造物	彫刻	絵画	工芸品	書籍	文書	典籍	考古資料			有形	無形	史跡	史跡名勝	名勝		
国指定	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	3	—	—	—	5
府指定	1	11	1	1	—	—	—	5	—	—	—	1	3	—	1	1	25
市指定	10	18 (1)	9	4	3	3 (1)	1	2	—	—	9	1	18 (1)	1	1	8	88 (3)
計	12	29	10	5	3	3	1	7	0	1	9	2	24	1	2	9	118

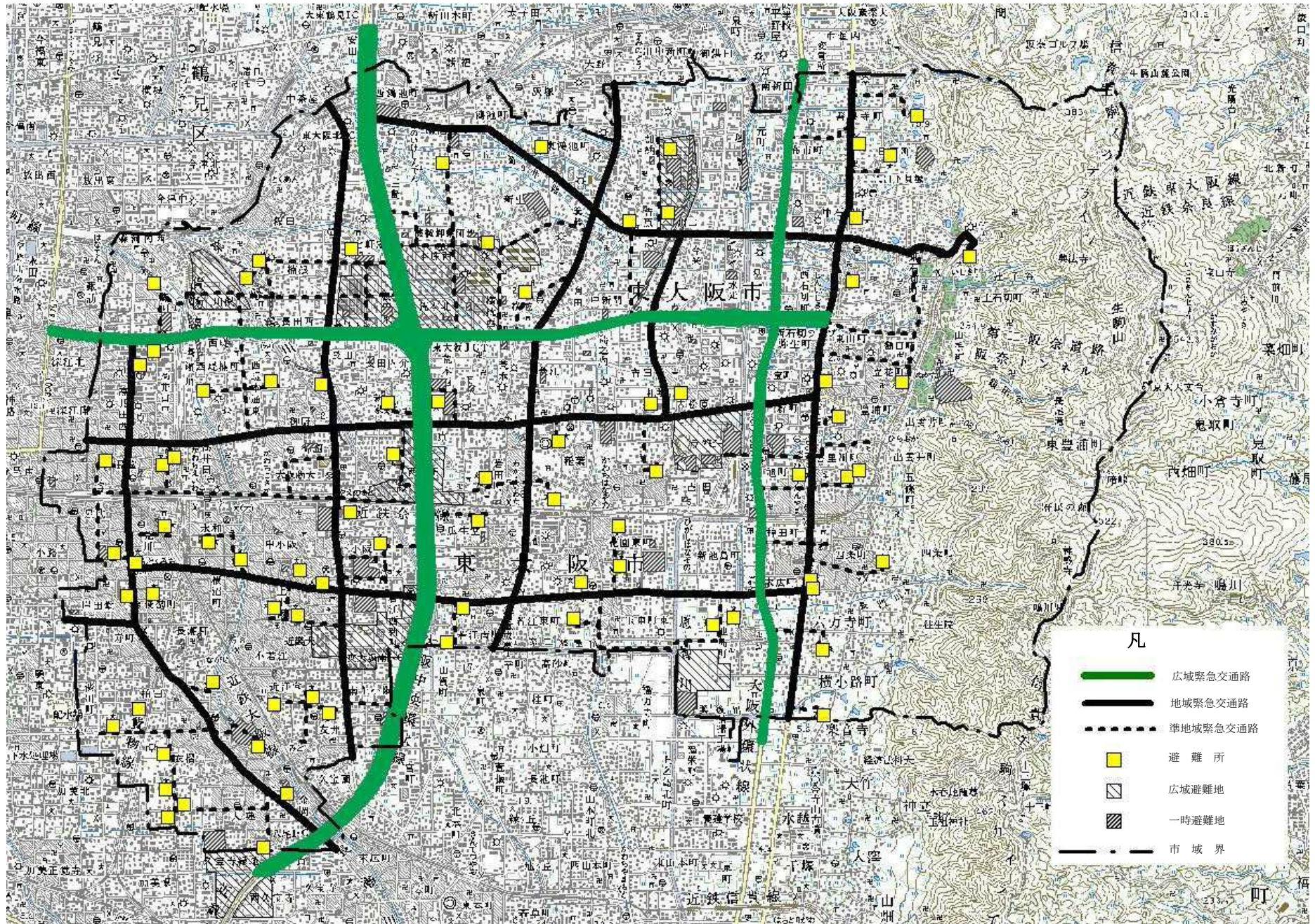
()内は規則指定

登録文化財の件数

	有形文化財	民俗文化財	記念物	計
国登録	13	0	0	13

資料2-7：地域緊急交通路

(平成25年12月末現在)



資料2-8：災害時用臨時ヘリポート

(平成25年12月末現在)

番号	ヘリポート名	種別	管理者氏名 連絡先 協定等 管理者住所	付近障害物の状況	選定年月日 その他 参考事項
	所在地				
1	大阪市消防学校グラウンド	臨時用	大阪市消防局（警防担当） 06-6393-6545 大阪市西区九条南1-12-54	南 - 校舎（3階建） 西 - 訓練塔（高さ31m）	昭和60年 6月20日 救急搬送用
	東大阪市三島2-5-43				
2	東石切公園	臨時用	近畿日本鉄道(株) 06-6775-3523 大阪市天王寺区6-1-55	山地を開発した敷地であり 東 - 近鉄奈良線 周囲 - 低層住宅が密集している	昭和49年 3月4日 空中消火基地
	東大阪市東石切町 2-942 他				
3	近鉄生駒山上遊園地 駐車場	臨時用	近鉄レジャーサービス(株) 0742-40-0551 奈良市あやめ池北1-9-1	駐車場、南側は山の斜面であり 周囲に電線がある	昭和49年 3月15日 空中消火基地
	奈良県生駒市菜畑2312-1				
4	花園中央公園	臨時用	東大阪市役所 06-4309-3000 東大阪市荒本北1-1-1	多目的芝生広場	平成19年 12月21日 大阪府ドクターヘリ
	東大阪市松原南2丁目				
5	本庁舎屋上	臨時用	東大阪市役所 06-4309-3000 東大阪市荒本北1-1-1		平成15年
	東大阪市荒本北1-1-1				
6	市立総合病院屋上	臨時用	市立総合病院 06-6781-5101 東大阪市西岩田3-4-5	近畿自動車道 マンション密集	平成21年 1月16日 大阪府ドクターヘリ
	東大阪市西岩田3-4-5				

資料2-9：市有自動車所属別保有台数

市有自動車所属別保有台数（四輪車）

平成24年4月1日現在
(消防・病院・上下水道を除く)

所属	貨物自動車		乗用自動車		軽自動車	自家用乗合	特種（特殊）用途自動車						合計
	普通貨物	小型貨物	普通乗用	小型乗用	軽貨物 軽乗用 軽特殊	自家用乗合車	特殊塵芥	特種公共心	特種身障輸	特種図書館	特殊犬捕獲 大検測	大型特殊	
危機管理室								1					1
市長公室				1									1
財務部		30	3	4	49								86
人権文化部		1			1								2
市民生活部		1			2								3
経済部				1									1
福祉部		2		4	5				4				15
子どもすこやか部		3											3
健康部		6		6	19				1		1		33
環境部	12	7		4	15		84	1			1		124
建設局	1	12		1	19			9				3	45
議会事務局			1										1
合計	13	62	4	21	110	0	84	11	5	0	2	3	315

教育委員会自動車保有台数

平成25年12日末日現在

教育委員会保有	1	4	1	7	12	1				2			28
---------	---	---	---	---	----	---	--	--	--	---	--	--	----

資料2-10: 備蓄物資一覧表

災害用備蓄物資一覧

平成26年2月末現在

品目	単位	避難所(小中学校)		日新高校	NTT河内ビル	花園倉庫	本庁(別棟)	合計
毛布	枚	16,300	全80校・200枚	2,290		10,470	200	29,260
アルファ化米(50食)	食	65,900	33校1,000食・47校700食	15,300	16,300			97,500
高齢者用おかゆ	食	1,200	全80校・15食		750			1,950
飲料水	本	62,640	21校960本・59校720本		37,110			99,750
紙おむつ	大人用(M)	2,400	全80校・30枚		300			2,700
	子供用(M)	5,120	全80校・約64枚		880			6,000
	子供用(L)	4,320	全80校・約54枚		1,680			6,000
	計	11,840			2,860			14,700
生理用品	枚	33,600	全80校・420枚		128,400			162,000
簡易トイレ	器	640	全80校・8器	120	325			1,085
簡易テント	枚	544	68校・8枚				20	564
簡易トイレ(ボックス型)	基						10	10
簡易トイレ(障害者対応型)	基	80	全80校・1基					80
ブルーシート	枚					280		280
救助用具	カナテコ	80	全80校・1本				30	110
	バチヅル	80	全80校・1本				30	110
	クリッパ	80	全80校・1本				30	110
	のこぎり	80	全80校・1本				30	110
投光機	組	80	全80校					80
粉ミルク	缶	480	全80校・6缶		545			1,025
哺乳瓶	本	800	全80校・10本					800
排泄物収納袋	袋	60,800	全80校・760袋				40,280	101,080
排泄物凝固剤	個	28,800	36校・800個		400		800	30,000
ガスバーナーセット	基	80	全80校・1基				2	82
車いす	台	144	64校2台・16校1台					144
ウェットティッシュ	袋	8,000	全80校・100袋		2,000			10,000
識別タグ	枚	20,000	全80校・250枚					20,000

資料2-11：備蓄物資の備蓄状況

備 蓄 物 資 の 備 蓄 状 況

平成26年2月末現在

品 名	1次目標値	平成24年度末 備 蓄 数	平成25年度 購入数	平成25年度 使用及び廃棄 予定数量	合 計	達成率 (%)
	2次目標値					
毛 布	23,000	枚	枚	枚	枚	127.2
	29,234	29,260	0	0	29,260	100.1
アルファ化米等	70,000	食	食	食	食	139.3
	97,444	97,500	20,000	20,000	97,500	100.1
高齢者用お粥	1,400	食	食	食	食	139.3
	1,949	1,950	0	0	1,950	100.1
飲料水	70,000	本	本	本	本	139.3
	97,444	99,750	21,750	24,000	97,500	100.1
簡易トイレ	700	基	基	基	基	155.0
	975	1,085	0	0	1,085	111.3
紙おしめ	10,500	枚	枚	枚	枚	140.0
	14,620	14,700	4,900	4,900	14,700	100.5
生理用品	37,000	枚	枚	枚	枚	437.8
	161,515	162,000	54,000	54,000	162,000	100.3
救助用品	80	組	組	組	組	137.5
	110	110	0	0	110	100.0
粉ミルク	500	缶	缶	缶	缶	205.0
	1,024	1,025	1,025	1,025	1,025	100.1
哺乳ビン	500	本	本	本	本	205.0
	1,024	800	225	0	1,025	100.1

※ 1次目標：市独自の想定避難者数よりの設定数量

2次目標：大阪府より本市への割り当て数量

資料2-12：府の災害用備蓄物資一覧

大阪府災害用備蓄物資一覧

平成25年4月1日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計	備蓄拠点				備考
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
重要物資	煮炊き不要食品	1,025,000 食	856,800 食	164,000 食	492,000 食	200,800 食	0 食
	アルファ化米		(816,800 食)	(161,500 食)	(484,500 食)	(170,800 食)	(0 食)
	缶入りパン		(27,500 食)	(0 食)	(0 食)	(27,500 食)	(0 食)
	※(アレルギー対応食)		(12,500 食)	(2,500 食)	(7,500 食)	(2,500 食)	(0 食)
	高齢者等食	17,000 食	17,200 食	3,000 食	10,000 食	4,200 食	0 食
	毛布	570,000 枚	578,900 枚	112,550 枚	326,350 枚	130,000 枚	10,000 枚
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
	紙おむつ	123,000 枚	128,260 枚	11,839 枚	69,937 枚	31,000 枚	15,484 枚
	生理用品	1,350,000 枚	1,410,544 枚	339,600 枚	716,224 枚	340,320 枚	14,400 枚
	簡易トイレ	1,700 基	1,700 基	450 基	850 基	400 基	0 基
肌着	組	42,500 組	3,671 組	26,329 組	12,500 組	0 組	
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	袋	101,900 袋	0 袋	61,900 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
マスク	枚	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
ペットボトル水	本	820,000 本	164,000 本	0 本	164,000 本	0 本	
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
漬物	トン	18 トン	府漬物組合				
粉ミルク	1,153,440 g	1,152 缶	森永乳業				320g入り
		1,320 缶	ビーンスタークスノー				300g入り
		3,600 箱	明治乳業				108g入り
アレルギー対応 粉ミルク	115,200 g	96 缶	ビーンスタークスノー				350g入り
		96 缶	明治乳業				850g入り

○ 調達対応

精米 (5社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株) ・(株)丸三・中山物産(株)	(倉庫保管料を負担し確保 6食分相当) 在庫報告量 492万食 (984トン)
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院(大阪府立急性期・総合医療センターなど12箇所)	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分(上記推定 入院患者の3日分を除く)
即席麺 (5社)	り災者用食糧確保を依頼 (日清食品ホールディングス(株)・明星食品(株)・ハウス食品(株)・ サンヨー食品(株)・エースコック(株))	依頼食数 305万食
乾パン(三立パン)	り災者用食糧確保を依頼(三立製菓(株))	依頼食数 9万食
マクビティミニビスケット	り災者用食糧確保を依頼(明治製菓(株))	依頼食数 9万食
○ 飲料の提供協力 コカ・コーラウエスト、ダイ・ドリンコ、アサヒ飲料、ジャパンパレツジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供		
○ 救助用物資の供給協力 イオンテール、イズミヤ、イトーヨーカ堂、オークワ、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナル、ダイエー、ピーコックスア、阪食、 平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コーナン商事、国分グローサースチェーン、サークルKサンクス、セブン-イレブン・ジャパン、デイリーヤマザキ、 ファミリーマート、ポプラ、ローソン、コメリ：保有・調達可能な救助用物資の供給協力		

※ 厚生労働省省令に基づく表示義務(卵・乳・小麦・そば・落花生・エビ・カニ)及び表示奨励(あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ)とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としています。

府民センタービル別の備蓄状況

平成24年 4月 1日現在

	毛布	タオル	ティッシュ	ナプキン	紙おむつ	備考
三島	1,000 ^枚	1,500 ^枚	1,500 ^個	1,200 ^枚	860 ^枚	
豊能	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
泉北	2,000	1,500	1,500	3,600	4,520	
泉南	1,000	1,500	1,500	0	0	
南河内	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
中河内	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
北河内	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	別途、寝屋川公園 にアルファ化米 5,000食を備蓄
計	10,000	10,500	10,500	14,400	15,484	

資料2-13：給水施設の現況

給水施設等

(平成26年2月末現在)

施設名	場所	施設能力 (m^3/d)	配水池 容量 (m^3)
菱屋西配水場	菱屋西 4 - 1 1 - 3 1	30,500	9,800
上小阪配水場	上小阪 2 - 1 4	67,100	19,460
水走配水場	水走 1 - 1 4 - 6 1	147,950	61,400
池島配水場	池島 8 - 1 2 - 3 6	24,000	10,000
石切低区浄水場	東石切町 2 - 6 - 4 0	1,650	3,000
五条低区配水池	五条町 1 - 8		6,000
六万寺配水池	六万寺町 1 - 1 4 - 1 2		850
日下中区配水池	日下町 1 - 6 - 2		4,000
五条中区配水池	五条町 1 4 8 1 - 3		2,650
石切高区浄水場	上石切町 2 - 1 6 2 1 - 2	600	1,000
上四条高区配水池	上四条町 2 0 5 1 - 1		1,500
石切特別高区第1配水池	上石切町 2 - 1 4 2 7 - 9		60
石切特別高区第2配水池	上石切町 2 - 1 6 2 2 - 3		25
善根寺高区配水池	善根寺町 6 - 9 0 9 - 1		20
上石切特別高区(A)配水池	上石切町 2 - 1 5 0 8 - 2		35
上石切特別高区(B)配水池	上石切町 2 - 8 1 1 - 8 1		45
上石切特別高区(C・E)配水池	上石切町 2 - 1 3 2 5 - 1 0		200
山手町特別高区(A)配水池	山手町 2 1 5 4 - 4		24
山手町特別高区(B・C)配水池	山手町 1 3 - 2 1		95

資料2-14：応急給水用機器

応急給水用資機材保有数量

(平成26年2月末現在)

名 称	形 状 m ³	数 量	保 管 場 所
加圧式給水車	タンク車 2m ³ 入	2	本局、水走
給水タンク	スチール 4m ³ 入	1	上小阪
〃	ジュラルミン 1m ³ 入	2	上小阪
〃	ジュラルミン 1m ³ 入	2	上小阪
〃	ジュラルミン 0.5m ³ 入	1	上小阪
〃	ポリ 0.5m ³ 入	2	上小阪
仮設水槽	ウォーターバルーン 2m ³ 入	1	八戸ノ里
〃	ウォーターバルーン 1m ³ 入	6	石切低区・水走
消火栓用仮給水栓	4栓式	65	八戸ノ里・上小阪・水走
給水用ポリタンク	20L入	4,800	池島・上小阪・菱屋西・水走
〃	10L入	4,800	菱屋西・池島
〃	7L入	10,000	池島・上小阪・菱屋西・水走
〃	5L入	10,000	池島・菱屋西
応急給水袋	3L入	30,000	池島・上小阪・菱屋西・水走

本 局 = 上下水道局水道庁舎 菱屋西 = 菱屋西配水場 上 小 阪 = 上小阪配水場
 水 走 = 水走配水場 池 島 = 池島配水場 八戸ノ里 = 八戸ノ里倉庫
 石切低区 = 石切低区浄水場

資料2-15：浸水想定区域内の地下街等

【 地 下 街 】

No.	施設名	所在地	電話番号	想定浸水		
				淀川	大和川	寝屋川 流域
1	寝屋川南部広域下水道組 合 寺島ポンプ場	東大阪市西鴻池町 4-2-20	06-6746-0737	○		○
2	大阪府営春宮住宅 中央駐車場	東大阪市荒本北 1-3		○		
3	大阪市交通局高速運輸部 阿波座管区 高井田駅	東大阪市川俣 1-1-45			○	○
4	近畿大学 11月ホール	東大阪市小若江 3-4-1	06-6721-2332		○	○
5	ヴェルノール布施	東大阪市長堂 1-8-37			○	○
6	地下鉄長田駅	東大阪市長田中 2-21-2		○		○
7	布施駅北口地下駐車場	東大阪市長堂 1-4-29			○	○

【 病 院 】

No.	施設名	所在地	電話番号	想定浸水		
				淀川	大和川	寝屋川 流域
1	医療法人 清和会 ながはら病院	東大阪市長田西 4-3-13	06-6744-0111	○		○
2	社会福祉法人 竹井病院	東大阪市長堂 1-28-6	06-6781-0603		○	○
3	医療法人 社団丸山会 八戸の里病院	東大阪下小阪 3-16-14	06-6722-7676		○	○
4	医療法人 宝持会 池田病院	東大阪市宝持 1-9-28	06-6721-0151		○	○
5	社会福祉法人 天心会 小阪病院	東大阪市永和 2-7-30	06-6722-5151		○	○
6	医療法人 聖和錦秀会 阪本病院	東大阪市西上小阪 7-17	06-6721-0344			
7	医療法人 康生会 弥刀中央病院	東大阪市友井 3-2-13	06-6721-2721		○	
8	医療法人 長生会 布施病院	東大阪市荒川 3-26-12	06-6721-0182		○	○
9	医療法人 仁風会 牧野病院	東大阪市太平寺 1-9-26	06-6728-6001		○	○
10	東大阪市立 総合病院	東大阪市西岩田 3-4-5	06-6781-5101	○		○
11	大阪府立中河内救命救急 センター	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166	○		○
12	社会医療法人 若弘会 若草第一病院	東大阪市若草町 1-6	072-988-1409		○	○

※今後、福祉施設等も調査し掲載するもの。

資料2-16：河川改修状況

一級河川

(平成25年12月末現在)

管理区分	河川名	区 域		流域面積	延長	改修状況
		自	至			
大阪府	第二寝屋川	恩智川からの分派点	寝屋川への合流点	km ² 134.64	m 11,630	改修済
"	恩智川	柏原市大県3丁目4番の1地先 府道橋梁下流端	"	52.03	15,441	改修中
"	日下川	布市町3丁目5番の50地先の国道 橋梁下流端	恩智川への合流点	2.54	359	一部未改修
"	音川	上石切町1丁目3番の41番地先の 近畿日本鉄道鉄橋下流端	"	2.81	2,158	一部未改修
"	御神田川	神田町1番の1地先の府道橋梁 下流端	長門川への合流点	2.53	638	一部未改修
"	箕後川	横小路町6丁目1450番地先の国道 橋梁下流端	恩智川への合流点	2.06	1,165	一部未改修
東大阪市	新川	弥生町1561番地の1地先の上流端 を示す標柱	"	2.87	861	一部未改修
"	長門川	下六万寺町2丁目1番の2地先 府道橋梁下流端	"	2.86	1,521	改修済
"	大川	善根寺町6丁目725番の1地先	"	1.99	1,653	改修中

準用河川

(平成25年12月末現在)

管理区分	河川名	区 域		流域面積	延長	改修状況
		自	至			
東大阪市	戸堀川	新池島町3丁目1658番地先	恩智川への流入点	km ² 0.50	m 650	改修済
"	門樋川	池島町1丁目271番地先	長門川への流入点	0.20	1,000	未改修

普通河川

(平成25年12月末現在)

管理区分	河川名	区 域		流域面積	延長	改修状況
		自	至			
東大阪市	十三川	善根寺3丁目494地先	大川への合流点	km ² 1.01	m 710	改修済
"	才賀志川	日下町5丁目396番地先の国道 下流端	十三川への合流点	0.33	740	改修済
"	豊浦川	豊浦町834番地先の近鉄橋梁下流 端	恩智川への合流点	2.34	1,800	未改修
"	名黒川	旭町522番地先	"	1.15	726	改修済
"	箕後川	横小路町4丁目1431番地先の国道 上流端	(一級河川) 箕後川への合流点	1.82	313	改修済
"	乾田川	池島町8丁目6番地先	長門川への合流点	0.06	450	改修済
"	大門川	六万寺町1丁目11番地先	六万寺町3丁目16 番地先	0.94	220	改修済
"	一生川	善根寺町4丁目334番地先	善根寺町4丁目 337番地先	0.26	170	改修済

資料2-17：主要ため池一覧表

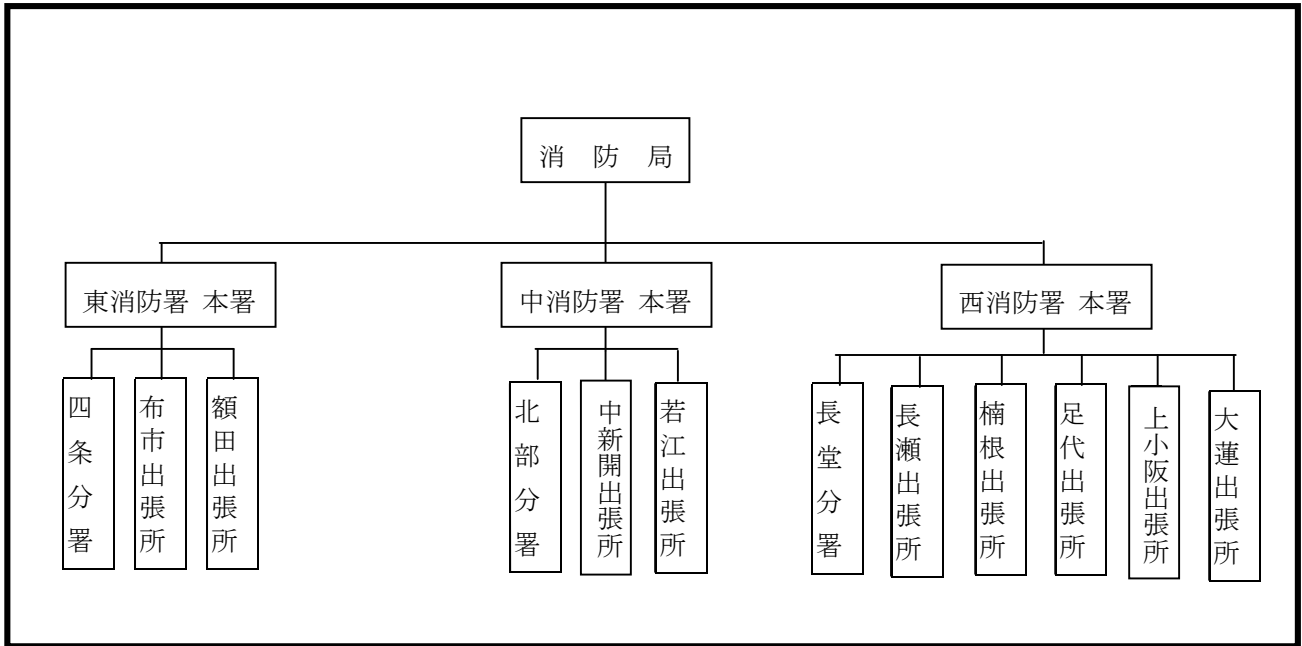
(平成25年12月末現在)

番号	区分	池名	面積 ha	貯水量m ³	所在地	標高m
1	財産区	横小路皿池	0.26	6,800	横小路1丁目 1567	35
2	"	" 桜池	0.10	800	" " 1669	72
3	"	" 新池	0.46	8,100	" " 1693	70
4	"	" 今池	0.37	9,700	" 2丁目 1191	28
5	"	下岡池	0.44	17,000	六万寺町1丁目 1608-1	95
6	"	半堂池	0.47	50,000	" 2丁目 336-1	29
7	"	河内山池	0.02	7,500	客坊町 1038	96
8	"	" 中池	0.31	4,000	" 1245	40
9	"	豊浦山池	0.56	39,000	東豊浦町 1638	350
10	"	額田山池	0.10	5,400	山手町 2120	120
11	"	日下新池	1.01	28,800	日下町1丁目 1669	84
12	"	" 今池	0.40	30,000	" 7丁目 600-1	30
13	"	魚ヶ谷池	0.23	10,000	善根寺町6丁目 1050	230
14	"	反田池	0.21	18,000	" 1丁目 76	30

資料2-18：東大阪市消防局署所配置図

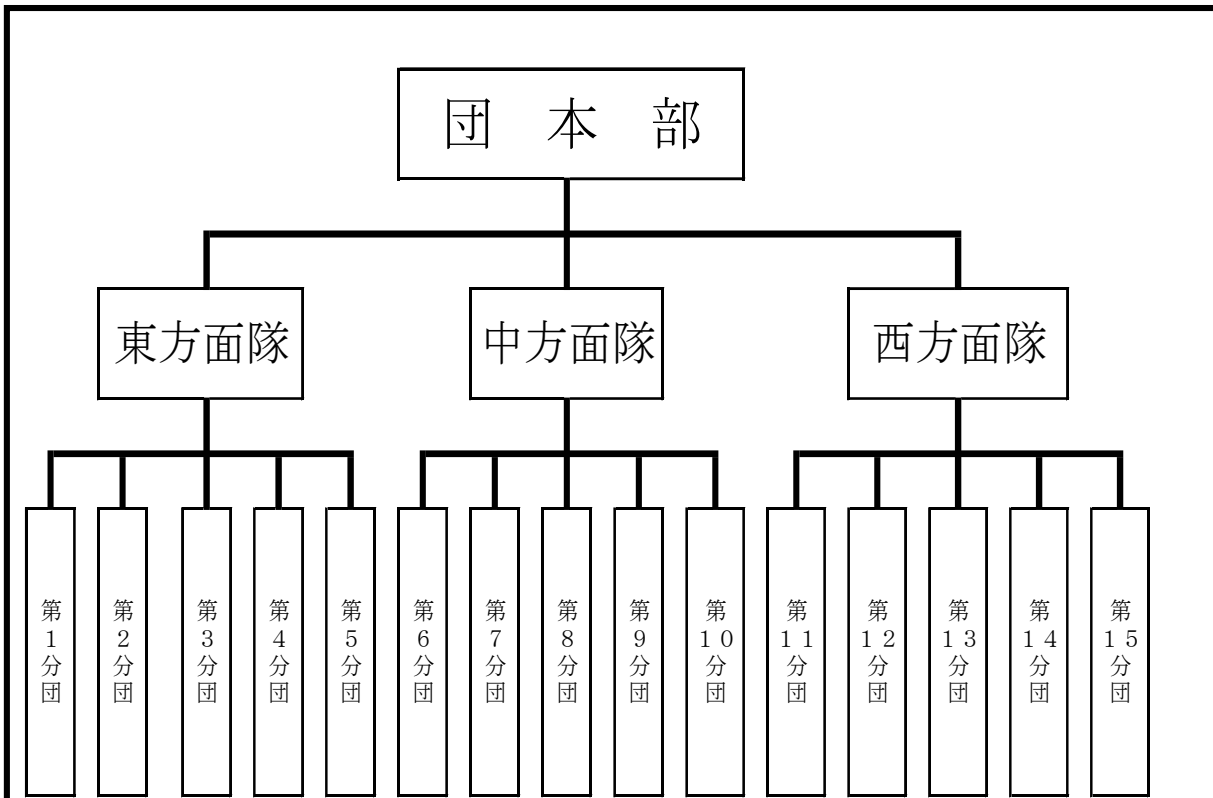
18

(平成25年12月31日現在)



資料2-19：東大阪市消防団組織

(平成25年12月31日現在)



資料2-20：急傾斜地崩壊危険区域等

急傾斜地崩壊危険区域

(平成25年12月末現在)

区域の名称	所在地	指定年月日
水蓮谷(3)急傾斜地崩壊危険区域	山手町	H16.3.19
車谷(2)急傾斜地崩壊危険区域	善根寺6丁目	H16.12.17
善根寺六丁目(4)急傾斜地崩壊危険区域	善根寺6丁目	H23.8.17

大阪府(八尾土木事務所)[東大阪市]

斜面区分：自然斜面

急傾斜地崩壊危険箇所

	新箇所番号	旧箇所番号	箇所名	大字	小字	人家戸数
I	11227001	801	善根寺町六丁目(1)	善根寺町	六丁目	26
I	11227002	257	車谷(1)	善根寺町	六丁目	14
I	11227003	258	車谷(2)	善根寺町	六丁目	18
I	11227004	259	池之端	池之端町		18
I	11227005	260	日下	日下町	八丁目	26
I	11227006	261	日下(2)	日下町	八丁目	20
I	11227007	802	日下町八丁目(1)	日下町	八丁目	18
I	11227008	262	日下(3)	日下町	八丁目	14
I	11227009	263	日下(4)	日下町	一丁目	5
I	11227010	803	東石切町六丁目(1)	東石切町	六丁目	5
I	11227011	264	宮川谷(1)	上石切町	二丁目	20
I	11227012	265	音川谷(1)	上石切町	二丁目	6
I	11227013	266	音川谷(2)	上石切町	二丁目	20
I	11227014	267	音川谷(3)	上石切町	二丁目	16
I	11227015	268	引谷(1)	上石切町	二丁目	6
I	11227016	804	上石切町二丁目(19)	上石切町	二丁目	6
I	11227017	646	東石切町	東石切町	二丁目	9
I	11227018	805	上石切町二丁目(1)	上石切町	二丁目	
I	11227019	806	上石切町二丁目(2)	上石切町	二丁目	
I	11227020	807	上石切町二丁目(3)	上石切町	二丁目	
I	11227021	270	水蓮谷(1)	山手町		5
I	11227022	271	水蓮谷(2)	山手町		7
I	11227023	272	水蓮谷(3)	山手町		15
I	11227024	274	東豊浦(1)	東豊浦町		10
I	11227025	273	東豊浦(2)	東豊浦町		43
I	11227026	276	東豊浦(3)	東豊浦町		5
I	11227027	808	六万寺町一丁目(1)	六万寺町	一丁目	5
I	11227028	872	横小路町一丁目(1)	横小路町	一丁目	13
I	12227001	102	五条	五条町		28
II	21227001	553	善根寺町六丁目(2)	善根寺町	六丁目	2
II	21227002	554	善根寺町六丁目(3)	善根寺町	六丁目	2
II	21227003	555	日下町二丁目(1)	日下町	二丁目	1
II	21227004	556	日下町八丁目(2)	日下町	八丁目	4
II	21227005	557	日下町八丁目(3)	日下町	八丁目	1
II	21227006	558	日下町一丁目(1)	日下町	一丁目	2
II	21227007	559	日下町一丁目(2)	日下町	一丁目	4
II	21227008	560	上石切町二丁目(9)	上石切町	二丁目	1
II	21227009	561	上石切町二丁目(7)	上石切町	二丁目	1
II	21227010	562	上石切町二丁目(8)	上石切町	二丁目	1
II	21227011	563	上石切町二丁目(6)	上石切町	二丁目	1
II	21227012	564	東石切町四丁目(2)	東石切町	四丁目	4
II	21227013	565	上石切町二丁目(10)	上石切町	二丁目	3

	新箇所番号	旧箇所番号	箇所名	大字	小字	人家戸数
II	21227014	566	上石切町二丁目(11)	上石切町	二丁目	2
II	21227015	567	上石切町二丁目(12)	上石切町	二丁目	1
II	21227016	568	上石切町二丁目(24)	上石切町	二丁目	2
II	21227017	569	上石切町二丁目(14)	上石切町	二丁目	1
II	21227018	570	上石切町二丁目(21)	上石切町	二丁目	3
II	21227019	571	上石切町二丁目(13)	上石切町	二丁目	3
II	21227020	572	上石切町二丁目(20)	上石切町	二丁目	1
II	21227021	573	上石切町二丁目(15)	上石切町	二丁目	2
II	21227022	574	上石切町二丁目(16)	上石切町	二丁目	2
II	21227023	575	上石切町二丁目(17)	上石切町	二丁目	2
II	21227024	576	上石切町二丁目(18)	上石切町	二丁目	4
II	21227025	577	上石切町二丁目(4)	上石切町	二丁目	1
II	21227026	578	上石切町二丁目(5)	上石切町	二丁目	1
II	21227027	579	上石切町二丁目(22)	上石切町	二丁目	1
II	21227028	580	上石切町二丁目(23)	上石切町	二丁目	1
II	21227029	581	山手町(1)	山手町		1
II	21227030	582	山手町(2)	山手町		1
II	21227031	583	山手町(3)	山手町		1
II	21227032	584	東豊浦(4)	東豊浦町		3
II	21227033	585	東豊浦(6)	東豊浦町		1
II	21227034	586	東豊浦(7)	東豊浦町		2
II	21227035	587	東豊浦(8)	東豊浦町		1
II	21227036	588	東豊浦(9)	東豊浦町		1
II	21227037	589	東豊浦(10)	東豊浦町		1
II	21227038	590	東豊浦(11)	東豊浦町		2
II	21227039	591	東豊浦(12)	東豊浦町		2
II	21227040	592	上四条町(1)	上四条町		1
II	21227041	593	上四条町(2)	上四条町		1
II	21227042	594	上四条町(3)	上四条町		1
II	21227043	595	上四条町(4)	上四条町		1
II	21227044	596	上六万寺町一丁目(1)	六万寺町	一丁目	1
II	22227001	66	善根寺町六丁目(4)	善根寺町	六丁目	4
III	31227001	80	善根寺町一丁目(1)	善根寺町	一丁目	
III	31227002	81	日下町八丁目(4)	日下町	八丁目	
III	31227003	82	上石切町二丁目(25)	上石切町	二丁目	
III	31227004	83	上石切町二丁目(26)	上石切町	二丁目	
III	31227005	84	出雲井町	出雲井町		
III	31127006	85	客坊町	客坊町		
III	31227007	86	六万寺町一丁目(2)	六万寺町	一丁目	
III	31227008	87	横小路町一丁目(2)	横小路町	一丁目	

資料2-21：建築基準法に基づく災害危険区域

(平成25年12月末現在)

区域の名称	所在地	指定年月日
山手災害危険区域(第二種地)区)	山手町	S 59. 3. 28
水蓮谷(3)災害危険区域(第一種地)	山手町	H16. 3. 19
車谷(2)災害危険区域(第一種地)	善根寺6丁目	H16. 12. 17
善根寺六丁目(4)災害危険区域(第一種地)	善根寺6丁目	H23. 8. 17

資料2-22：土石流危険溪流一覧表

(平成25年12月末現在)

	溪流番号	水溪名	河川名	溪流名	所在地		溪流番号	水溪名	河川名	溪流名	所在地
I	13-1	淀川	恩智川	大川・本川	善根寺	I	13-20	淀川	恩智川	暗溪	東豊浦町
I	13-2	淀川	恩智川	大川第一支溪	善根寺	I	13-21	淀川	恩智川	暗溪支流	出雲井町
I	13-3	淀川	恩智川	大川第二支溪	善根寺	I	13-22	淀川	恩智川	暗溪支流	出雲井町
I	13-4	淀川	恩智川	大川第三支溪	善根寺	I	13-23	淀川	恩智川	暗溪第一支流	出雲井町
I	13-5	淀川	恩智川	十三川	池之端	I	13-24	淀川	恩智川	八幡谷	五条町
I	13-6	淀川	恩智川	日下川	日下町	I	13-25	淀川	恩智川	客坊第一支溪	客坊
I	13-7	淀川	恩智川	弥平田川	日下町	I	13-26	淀川	恩智川	客坊谷	客坊町
I	13-8	淀川	恩智川	日下川第一溪流	日下	I	13-27	淀川	恩智川	客坊谷	客坊町
I	13-9	淀川	恩智川	日下南谷第二支溪	日下町	I	13-28	淀川	恩智川	鳴川第一支溪	上四条
I	13-10	淀川	恩智川	日下南谷	日下町	I	13-29	淀川	恩智川	鳴川	上四条町
I	13-11	淀川	恩智川	桂川	東石切町	I	13-30	淀川	恩智川	鳴川	上四条町
I	13-12	淀川	恩智川	桂川第一支溪	東石切	I	13-31	淀川	恩智川	大幅川	上六万寺町
I	13-13	淀川	恩智川	宮川第一支溪	上石切町	I	13-32	淀川	恩智川	大幅川	六万寺町
I	13-14	淀川	恩智川	宮川第一支溪、 第二支溪	上石切町	I	13-33	淀川	恩智川	大門川第一支溪	六万寺
I	13-15	淀川	恩智川	引谷	上石切町	I	13-34	淀川	恩智川	大門川第二支溪	六万寺
I	13-16	淀川	恩智川	鬼虎川	山手町	I	13-35	淀川	恩智川	築田川	横小路町
I	13-17	淀川	恩智川	額田谷	山手町	I	13-36	淀川	恩智川	箕後川	横小路町
I	13-18	淀川	恩智川	長尾溪	山手町	I	13-37	淀川	恩智川	箕後川	横小路町
I	13-19	淀川	恩智川	暗溪	東豊浦町	II	13-38	淀川	恩智川	箕後川第一支溪	横小路

資料2-23：山腹崩壊危険地区

(平成25年12月末現在)

番号	名称
12-1	善根寺町、池ノ端町
12-2	日下町
12-3	上石切町
12-4	五条町、客坊町、出雲井町
12-5	六万寺町(1)
12-6	横小路町(1)
12-7	上四条町(1)
12-8	上四条町(2)
12-9	六万寺町(2)
12-10	横小路町(2)
12-11	六万寺町(3)

資料2-24：崩壊土砂流出危険地区

(平成25年12月末現在)

番号	名称
12-1	日下町8丁目
12-2	日下町8丁目
12-3	日下町1丁目
12-4	上石切町2丁目
12-5	上石切町2丁目
12-6	上石切町2丁目
12-7	上石切町2丁目
12-8	山手町
12-9	東豊浦町
12-10	客坊町
12-11	上四条町(1)
12-12	上四条町(2)
12-13	六万寺町(1)
12-14	六万寺町(2)
12-15	横小路町

資料2-25：宅地造成工事規制区域

(平成25年12月末現在)

所 在 地	面 積	指定年月日
善根寺町1丁目、同6丁目（各一部）、池ノ端町（一部）、 日下町1丁目、同7丁目、同8丁目（各一部）、東石切町4丁 目、同6丁目（各一部）、上石切町1丁目、同2丁目、東石切 町3丁目、額田町（一部）、山手町、東豊浦町、出雲井町（一 部）、五条町（一部）、客坊町（一部）、上四条町、南四条町 （一部）、上六万寺町（一部）、六万寺町1丁目（一部）、 横小路町1丁目、同2丁目	1,385ha	S 38. 4. 11

資料2-26:土砂災害警戒区域等

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
84	日下町八丁目	日下町八丁目(4)	K22700030	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
85	東豊浦町	東豊浦町(3)	K22700120	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
86	東豊浦町	東豊浦町(4)	K22700130	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
87	東豊浦町	東豊浦町(6)	K22700150	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
88	客坊町	客坊町(1)	K22700200	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
89	客坊町	客坊町(2)	K22700201	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
90	六万寺町一丁目	六万寺町一丁目(2)	K22700210	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
191	上石切町二丁目	上石切町二丁目(2 5)	K22700050	平成18年12月26日	大阪府告示第2508号	平成18年12月26日	大阪府告示第2509号
685	善根寺町六丁目	車谷(1)	K22700230	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
686	善根寺町六丁目	善根寺町六丁目(1)	K22700240	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
687	善根寺町六丁目	善根寺町六丁目(2)	K22700260	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
688	池之端町	池之端	K22700290	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
689	日下町八丁目	日下	K22700300	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
690	日下町八丁目	日下(2)	K22700320	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
691	日下町八丁目	日下(3)	K22700360	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
692	日下町八丁目	日下町八丁目(1)	K22700310	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
693	日下町八丁目	日下町八丁目(2)	K22700340	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
694	日下町八丁目	日下町八丁目(3)	K22700350	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
695	日下町二丁目	日下町二丁目(1)	K22700330	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
696	日下町一丁目	日下(4)	K22700390	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
697	日下町一丁目	日下町一丁目(1)	K22700370	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
698	日下町一丁目	日下町一丁目(2)	K22700380	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
699	上石切町二丁目	上石切町二丁目(4)	K22700480	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
700	上石切町二丁目	上石切町二丁目(5)	K22700490	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
701	上石切町二丁目	上石切町二丁目(6)	K22700400	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
702	上石切町二丁目	上石切町二丁目(7)	K22700410	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
703	上石切町二丁目	上石切町二丁目(8)	K22700420	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
704	上石切町二丁目	上石切町二丁目(9)	K22700430	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
705	上石切町二丁目	上石切町二丁目(1 0)	K22700560	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
706	上石切町二丁目	上石切町二丁目(1 1)	K22700540	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
707	上石切町二丁目	上石切町二丁目(1 2)	K22700580	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
708	上石切町二丁目	上石切町二丁目(1 3)	K22700600	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
709	上石切町二丁目	上石切町二丁目(1 4)	K22700630	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
710	上石切町二丁目	上石切町二丁目(1 5)	K22700670	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-

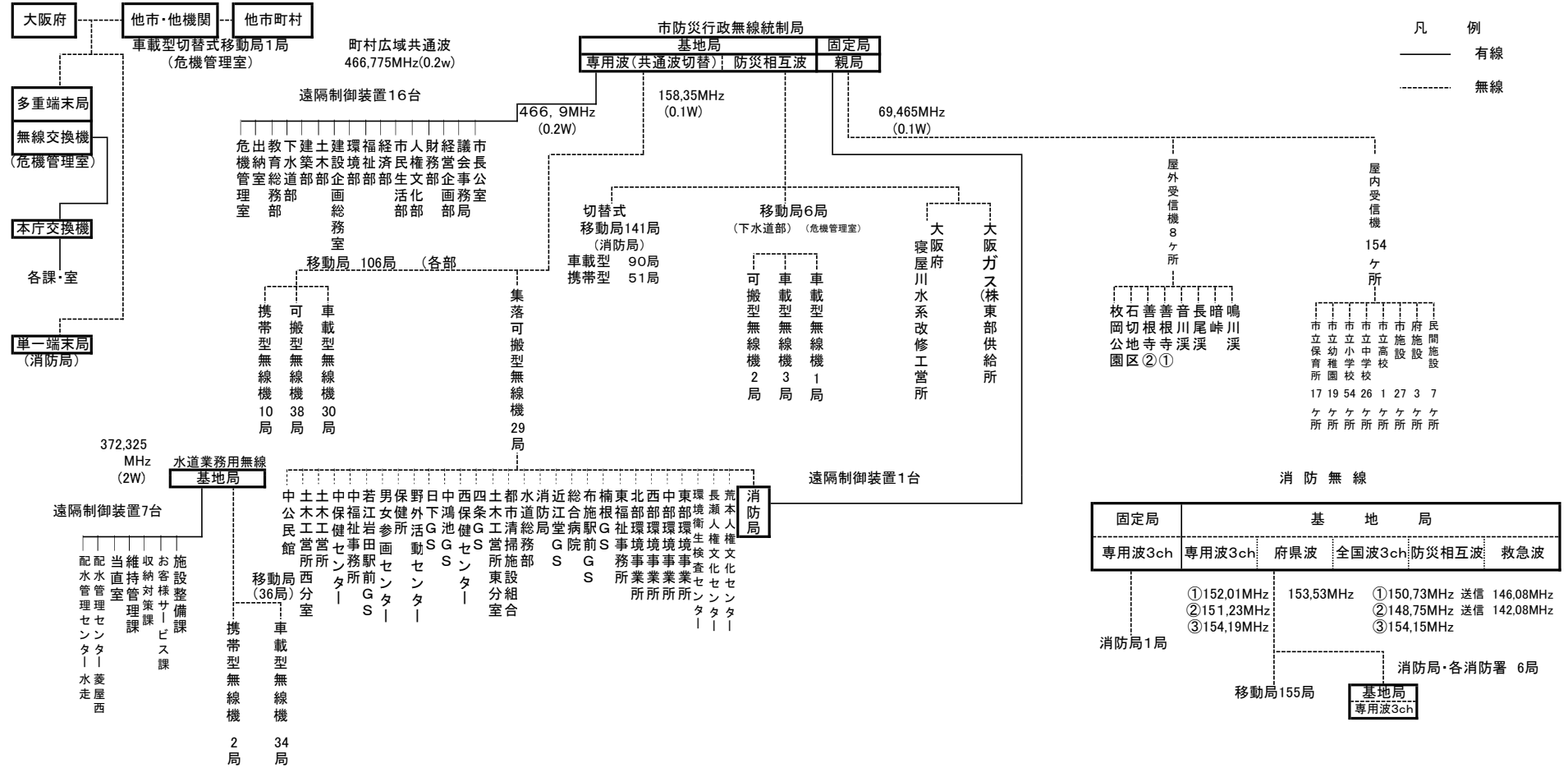
番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
711	上石切町二丁目	上石切町二丁目（16）	K22700680	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
712	上石切町二丁目	上石切町二丁目（17）	K22700690	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
713	上石切町二丁目	上石切町二丁目（18）	K22700700	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
714	上石切町二丁目	上石切町二丁目（19）	K22700610	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
715	上石切町二丁目	上石切町二丁目（20）	K22700520	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
716	上石切町二丁目	上石切町二丁目（21）	K22700590	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
717	上石切町二丁目	上石切町二丁目（22）	K22700500	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
718	上石切町二丁目	上石切町二丁目（23）	K22700510	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
719	上石切町二丁目	上石切町二丁目（24）	K22700620	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
720	上石切町二丁目	宮川谷（1）	K22700530	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
721	上石切町二丁目	音川谷（1）	K22700570	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
722	上石切町二丁目	音川谷（2）	K22700640	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
723	上石切町二丁目	音川谷（3）	K22700650	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
724	上石切町二丁目	引谷（1）	K22700660	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
725	東石切町四丁目	東石切町四丁目（2）	K22700550	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
726	東石切町二丁目	東石切町一1	K22700711	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
727	東石切町二丁目	東石切町一2	K22700712	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
728	山手町	水蓮谷（1）	K22700720	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
729	山手町	水蓮谷（2）	K22700730	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
730	山手町	山手町（1）	K22700770	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
731	山手町	山手町（2）	K22700740	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
732	山手町	山手町（3）	K22700750	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
733	東豊浦町	東豊浦（1）	K22700800	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
734	東豊浦町	東豊浦（2）	K22700790	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
735	東豊浦町	東豊浦（3）	K22700850	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
736	東豊浦町	東豊浦（4）	K22700780	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
737	東豊浦町	東豊浦（6）	K22700810	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
738	東豊浦町	東豊浦（7）	K22700820	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
739	東豊浦町	東豊浦（8）	K22700870	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
740	東豊浦町	東豊浦（9）	K22700880	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
741	東豊浦町	東豊浦（10）	K22700890	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
742	東豊浦町	東豊浦（11）	K22700830	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
743	東豊浦町	東豊浦（12）	K22700840	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-
744	上四条町	上四条町（1）	K22700860	平成21年2月27日	大阪府告示第328号	-	-

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
745	上四条町	上四条町(2)	K22700910	平成21年 2月27日	大阪府告示 第328号	-	-
746	上四条町	上四条町(3)	K22700920	平成21年 2月27日	大阪府告示 第328号	-	-
747	上四条町	上四条町(4)	K22700930	平成21年 2月27日	大阪府告示 第328号	-	-
748	五条町	五条	K22700900	平成21年 2月27日	大阪府告示 第328号	-	-
749	上六万寺町一丁目	上六万寺町一丁目(1)	K22700940	平成21年 2月27日	大阪府告示 第328号	-	-
750	六万寺町一丁目	六万寺町一丁目(1)	K22700950	平成21年 2月27日	大阪府告示 第328号	-	-
751	横小路町一丁目	横小路町一丁目(1)	K22700960	平成21年 2月27日	大阪府告示 第328号	-	-
3427	善根寺町六丁目 大東市龍間	大川本川左1(支流)	D22700020	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3428	善根寺町	善根寺北谷(支流)	D22700030	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3429	善根寺町	善根寺谷(支流)	D22700040	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3430	善根寺町	善根寺南谷右1(支流)	D22700051	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3431	池之端町	善根寺南谷(支流)	D22700052	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3432	日下町	日下川(日下川)	D22700061	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3433	日下町	日下川左1(日下川)	D22700062	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3434	日下町	弥平太川(弥平太川)	D22700070	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3435	日下町	日下南谷第二支溪右1(支流)	D22700080	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3436	日下町	日下南谷第二支溪 (日下南谷第二支溪)	D22700090	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3437	上石切町	日下南谷(日下南谷)	D22700101	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3438	日下町	日下南谷右1(日下南谷)	D22700102	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3439	上石切町	桂川(桂川)	D22700110	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3440	上石切町	石切東谷(支流)	D22700120	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3441	上石切町	宮川第一支溪 (宮川第一支溪)	D22700130	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3442	上石切町	宮川第二支溪右1右一 (宮川第二支溪)	D22700141	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3443	上石切町	宮川第二支溪右1 (宮川第二支溪)	D22700142	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3444	上石切町	宮川第二支溪 (宮川第二支溪)	D22700143	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3445	上石切町	宮川第二支溪左3 (宮川第二支溪)	D22700144	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3446	上石切町	宮川第二支溪左2 (宮川第二支溪)	D22700145	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3447	上石切町	宮川第二支溪左1 (宮川第二支溪)	D22700146	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3448	上石切町	引谷(1) (引谷)	D22700151	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3449	上石切町	引谷(2) (引谷)	D22700152	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3450	山手町	鬼虎川(鬼虎川)	D22700160	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3451	山手町	額田谷(額田谷)	D22700170	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3452	山手町	長尾溪右1(長尾溪)	D22700181	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号

番号	所在地	区域名		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3453	山手町	長尾溪右2(長尾溪)	D22700182	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3454	山手町	長尾溪右3(長尾溪)	D22700183	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3455	山手町	長尾溪(長尾溪)	D22700184	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3456	山手町	長尾溪左2(長尾溪)	D22700186	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3457	山手町	暗溪右1(暗溪)	D22700190	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3458	東豊浦町	暗溪右2(暗溪)	D22700201	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3459	東豊浦町	暗溪(暗溪)	D22700202	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3460	東豊浦町	暗溪右3右一(暗溪)	D22700203	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3461	東豊浦町	暗溪右3左一(暗溪)	D22700205	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3462	出雲井町	暗溪左1(暗溪支流)	D22700210	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3463	出雲井町	暗溪支流(暗溪支流)	D22700220	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3464	五条町	八幡谷(八幡谷)	D22700240	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3465	客坊町	客坊谷右2(客坊谷)	D22700260	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3466	客坊町	客坊谷(客坊谷)	D22700270	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3467	上四条町	上四条谷(支流)	D22700280	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3468	上四条町	鳴川右1(鳴川)	D22700290	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3469	上四条町	鳴川(鳴川)	D22700300	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3470	上六万寺町	鳴川支溪(大中川)	D22700310	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3471	六万寺町	大門川支溪(大中川)	D22700320	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3472	六万寺町	六万寺谷(支流)	D22700330	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3473	六万寺町	築田川(築田川)	D22700350	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3474	横小路町	箕後川(箕後川)	D22700360	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3475	横小路町 八尾市楽音寺	箕後川左1(箕後川)	D22700370	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3476	横小路町	箕後川左1左一(支流)	D22700380	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3477	上石切町	上石切町二丁目(26)	K22700060	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3478	上石切町	上石切町二丁目(28)	K22700070	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3479	山手町	水蓮谷(3)-1	K22700761	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3480	山手町	水蓮谷(3)-2	K22700762	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	-	-
3481	善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-1	K22700251	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3482	善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-3	K22700253	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3483	善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-4	K22700254	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3484	善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-2	K22700252	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3485	善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-5	K22700255	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3486	善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-6	K22700256	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
3487	善根寺町六丁目 大東市龍間	車谷(2)-7	K22700257	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年 12月26日	大阪府告示 第2256号
計				136箇所		60箇所	

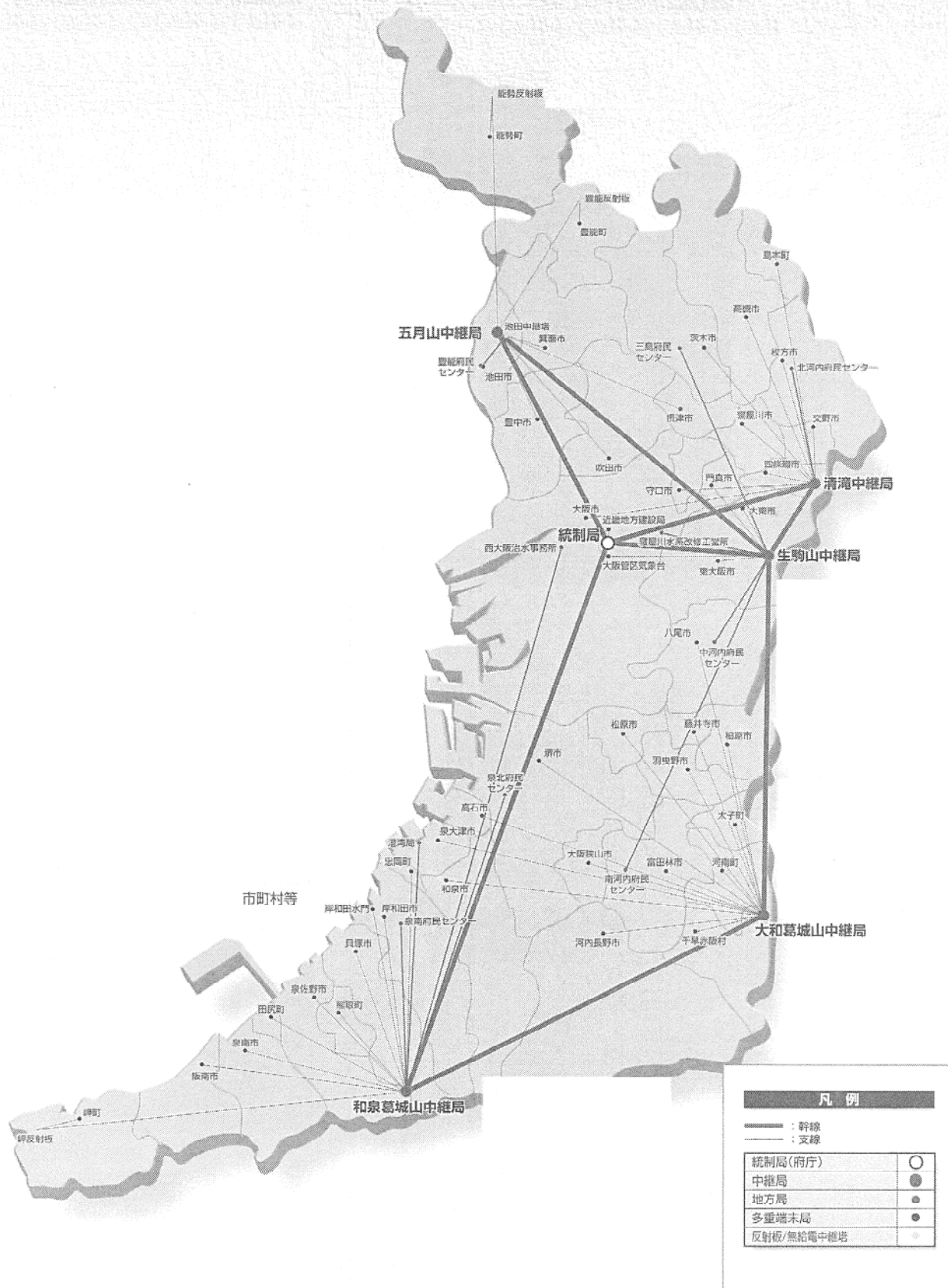
東大阪市無線通信施設の回線構成図

大阪府防災行政無線



資料3-1: 東大阪市無線通信施設の回線構成図 (平成25年12月末現在)

資料3-2：大阪府防災行政無線回線系統図（平成25年12月末現在）



資料3-3：警防本部の編成及び業務分担並びに警防本部設置時の指揮本部の編成及び署の事務分担

(平成25年12月31日現在)

警防本部の編成及び事務分担

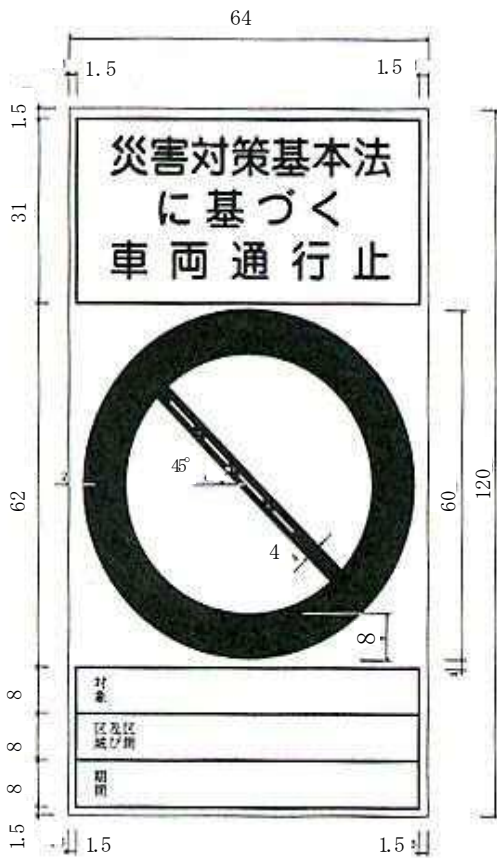
本部長	副本部長	班名(班長)	班員	事務分担	
消防長	総務部長	総務班 (総務課長) (人事教養課長)	総務課	庶務担当	消防関係機関との連絡調整 災害対策本部事務局との連絡調整
				企画担当	庁舎、施設、設備等の被害状況の調査 他都市等との応援協定の運用の支援に関する こと。
				経理担当	必要資機材等の緊急調達 食糧の調達
				消防団担当	消防団員に関する こと。
			人事教養課	人事担当	非常招集状況と職員等の安否状況の把握
				教養担当	参集時に職員が収集した被害状況等の総括
	警防部長	予防広報班 (予防広報課長)	予防広報課	予防・ 建築設備担 当	広報広聴室と協力しての災害広報に関する こと。 災害情報に関する こと。(被害の集計及び 記録)
				広報調査担 当	火災、救急、救助等に係る国、府への報告 に関する こと。
				危険物担 当	消防活動に係る緊急災害情報の収集に関する こと。 危険物等の災害対策措置に関する こと。
				機械担当	警防体制措置 部隊編成
		警備班 (警備課長)	警備課	警備救助担 当	消防部隊の配置 資機材等の運用 燃料の確保
				救急担 当	指揮本部への指示、支援等 広域応援等に関する こと。
	通信班 (通信指令室長)	通信指令室	通信指令担 当	非常招集に関する こと。 消防通信の運用	
			情報管理担 当	消防活動に係る緊急災害情報の収集に関する こと。 消防活動に係る緊急災害情報の連絡と事務局 との活動連携に関する こと。	

警防本部設置時の指揮本部の編成及び署の事務分担

指揮本部の編成			署の事務分担			
指揮本部長	指揮副本部長	指揮本部員	担当名	事務分担		
署長、副署長又は司令長の職にある者	指揮本部長の直近下位の階級又は職にある者	指揮隊及び指揮支援隊の隊員	庶務担当	非常招集に関する こと。 渉外事務に関する こと。 消防団に関する こと。 警防本部との連絡調整に関する こと。 上記のほか、他の担当に属さない事項		
				予防担当	災害予防に関する こと。 災害広報に関する こと。 防火対象物に対する防火管理体制の強化に 関する こと。 危険物等取扱施設等に対する安全措置強化の 指導に関する こと。 災害情報の収集に関する こと。	
					調査担当	被害状況の調査に関する こと。 警戒区域の設定等災害現場における警防活 動に関する こと。
						警備担当

資料3-4：災害対策基本法に基づく交通標識

災害対策基本法に基づく交通標識



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料3-5：緊急通行車両確認証明書及び標章

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。



- 備考1) 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)」番号、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3) 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料3-6：「がけ崩れ災害報告」様式

第 報

緊急・詳細報告用

災 害 報 告 (が け 崩 れ)

(年 月 日 時 現在)

崩壊発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名		
	発生日時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時				
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離 km						
	連続雨量		mm	年 月 日 時～		年 月 日 時					
	最大24時間雨量		mm/24hr	年 月 日 時～		年 月 日 時					
最大時間雨量		mm/hr	年 月 日 時～		年 月 日 時						
斜面の種類	自然斜面	H=	m		横断図 (別途添付しても良い)				概況平面図 (別途添付しても良い)		
	人工斜面	H=	m								
勾配		θ1		度							
拡大の見込み		[有・無]									
保全対象人家戸数		戸									
崩壊の状況	高さ	m	巾	m							
	面積	m ²	勾配θ2	度							
	崩壊又は流出土砂量		m ³								
	がけ下端の堆積深		m								
	がけ下端と被害家屋までの距離		①家屋	m							
			②家屋	m							
	被害家屋位置の堆積深		①家屋	m							
			②家屋	m							
崩土の到達距離		m									
その他											
被害状況	人的被害		死者	() () 名		被害者	才		(公共施設・災害時要援護者施設 (重要・一般)の名称は要記載)		
			行方不明	() () 名		年齢	才				
			負傷者	() () 名							
	物的被害	人家	全壊・流出	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸			
			半壊	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸			
			一部損壊	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸			
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸	(空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)									
その他											
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)											
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		地すべり防止区域		[国土・林・農]					
		保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域						
		国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域						
		民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域						
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域					
		災害対策基本法防災計画区域				宅造基準条例の適用区域					
		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所				地帯番号		箇所番号			
	その他 ()										
報告者	①所属 氏名				③所属 氏名						
	②所属 氏名				④所属 氏名						
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること		※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと		座標	北緯	度	分	秒			
					東経	度	分	秒			

資料3-7：「土石流災害報告」様式

第 報

緊急報告用

災 害 報 告 (土石流等)

(年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名	
ふりがな	1級・2級・その他		水系	川	[沢・川・谷]	
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日	時 分		
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()					
気象状況	異常気象名	観測所名				
	連続雨量	mm	年 月 日 時~	年 月 日 時		
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時~	年 月 日 時		
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時~	年 月 日 時		
土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況 河積の / 程度	
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない		流域面積	km ² 河床勾配 1 /	
被害状況	人的被害	死者 名	被害者 年齢	農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)	
		行方不明 名				
		負傷者 名				
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害時要援護者施設(重要・一般)の名称は要記載)		
		半壊	戸			
		一部損壊	戸			
		床上浸水	戸			
	床下浸水	戸				
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)		
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)				
二次災害の可能性	(有・無)					
保全対象	km下流に人家 戸 (人)		道路名等			
	(その他)					
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)						
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)						
					災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]	
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]			
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域			
	その他 ()					
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名		
	②所属	氏名	④所属	氏名		

※ [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

※ 写真は、別途e-mailにて送付すること

詳細報告用（緊急報告を添付）

（溪流名）

災 害 報 告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

（調査中・確認済・不明） 気象状況	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km						
	連続雨量		（緊急報告に記載）								
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）								
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）								
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時～ 年 月 日 時								
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかでない場合はグラフ中に矢印で明記すること。						
		風向（災害発生時）									
		風力（災害発生時）	m/s								
保全対象 ※土石流危険渓流または準ずる溪流の場合のみ危険渓流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕		人家戸数	戸								
		人口	人								
		耕地面積	ha								
		災害時要援護者関連施設	1有・2無	施設名							
		公共施設	1有・2無	施設名							
		土石流氾濫区域の面積	m ²								
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕				特別警戒区域	警戒区域						
		人的被害	死者	名	名						
			行方不明	名	名						
			負傷者	名	名						
		人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
			半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
一部損壊	戸		戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸		
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	〔無・有〕								
		避難場所	施設名								
		避難経路	〔無・有〕								
		表示板設置	〔無・有〕（ 箇所）								
		警戒避難基準雨量の設定	〔無・有〕	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr				
現地調査結果	土砂流出状況	〔無・有〕			氾濫区域Ⅰ	氾濫区域Ⅱ	氾濫区域Ⅲ				
			氾濫面積		m ²	m ²	m ²				
			平均堆積深		m	m	m				
			最大堆積深		m	m	m				
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m ×	m					
			氾濫終息点の勾配		度						
	最大礫径		m								
	流域内の既存施設	〔無・有〕	合計	基		(透過型)		(不透過型)			
			(砂防)	基		基		基			
			(治山)	基		基		基			
(所管不明)			基		基		基				
天然ダム	〔無・有〕										
崩壊地付近の亀裂	〔無・有〕										
流木の堆積場所	〔無・有〕	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部									
	〔無・有〕	その他（ ）									
通報者または第一発見者（該当する項目に○をつける）		〔確認済・不明〕	市町村（部署名）								
			住民								
			その他								
		座標		北緯	度	分	秒				
				東経	度	分	秒				

資料3-8：消防相互応援協定の締結状況

(平成25年12月31日現在)

協定先	協定名称	締結年月日	協定内容
大東市	消防相互応援協定	昭和42年6月1日	火災、水災、その他の災害の防ぎよ、救急業務 近畿自動車道における災害又は救急事故
大阪市	消防相互応援協定	平成25年11月1日	火災（林野火災を除く）、水災、その他の災害、 救急業務 阪神高速道路における災害又は救急事故 (当初締結S42.6.22)
八尾市	消防相互応援協定	昭和42年9月13日	火災、水災、その他の災害防ぎよ、救急業務 近畿自動車道における災害又は救急事故
大阪市	航空消防応援協定	平成22年4月1日	回転翼航空機による消防業務 (当初締結S45.10.1)
守口市門真市 消防組合	消防相互応援協定	平成22年3月20日	近畿自動車道における火災及び救急救助事故 (当初締結S51.3.22)
摂津市	消防相互応援協定	昭和51年3月22日	近畿自動車道における火災及び救急救助事故
生駒市	消防相互応援協定	昭和51年10月10日	火災防ぎよ、火災防ぎよ以外の消防業務
欄外*1のとおり	阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	平成16年10月1日	金剛、葛城、生駒山系における林野火災 (当初締結S46.1.30)
欄外*2のとおり	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	昭和62年8月12日	航空機の墜落等による大規模な災害
松原市	消防相互応援協定	昭和63年3月17日	近畿自動車道における火災及び救急救助事故
欄外*3のとおり	大阪府下広域消防相互応援協定	平成25年4月1日	大阪府内における大規模な災害 (当初締結S63.9.1)
生駒市 奈良市	消防相互応援協定	平成9年4月22日	第二阪奈有料道路における火災、救急、救助事故等、その他の災害業務
大阪市	救急医療相談業務に係る応援協定	平成22年4月1日	救急安心センターおおさかによる救急医療相談業務

- *1 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
- *2 大阪府大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、兵庫県尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市
- *3 大阪府大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合、茨木市、八尾市、泉州南消防組合、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、摂津市、高石市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、島本町、豊能町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

資料3-9：災害派遣要請要求書

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 殿	
	東大阪市長
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条の2の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を必要とする理由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考事項	

資料3-10：災害派遣撤収要請要求書

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 殿	
	東大阪市長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請に について、下記のとおり撤収要請を要求します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考事項	

資料3-11：災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表

(平成25年12月末現在)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設の 供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物に収容するのが原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。</p> <p>3 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 1人1日につき 300円</p> <p>ロ 加算額（冬期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に限る。） 別に定める額</p>	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。</p> <p>2 1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,404,000円以内とする。</p> <p>3 同一敷地内又は近接する地域内に50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、1施設当たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、2にかかわらず、別に定める。</p>	完成の日から2年以内

<p>収容施設の 供与</p>	<p>応急仮設住宅</p>	<p>4 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを2人以上収容し、並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>5 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>6 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。</p> <p>7 災害発生の日から20日以内に借上げを実施する。</p>	<p>完成の日から2年以内</p>
<p>炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>	<p>炊出しその他による食品の給与</p>	<p>1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,010円以内とする。</p> <p>4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>
	<p>飲料水の供給</p>	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>

<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出できる費用は、期別及び世帯区分により、1世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	<p>災害発生日から10日以内</p>
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

区 分	期別	世 帯 区 分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
	冬期	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
	冬期	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300

備考 「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬期」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産	医 療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内 	災害発生の日から14日以内
--------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

医療及び助産	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から3日以内	
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>3 支出できる費用は、一世帯につき520,000円以内とする。</p>	災害発生の日から1月以内	

<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。 3 貸付できる金額は、次の範囲内とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 生業費 1件につき3万円 ロ 就職支度費 1件につき15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。 	<p>災害発生の日から1月以内</p>
<p>学用品の給与</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ）お呼び高等学校等生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専門学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ）に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 <ul style="list-style-type: none"> イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 	<p>災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内</p>

	<p>3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>高等学校等生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具及び通学用品</p> <p>小学校児童 1人につき 4,100円</p> <p>中学校生徒 1人につき 4,400円</p> <p>高等学校等生徒等 1人につき 4,800円</p>	
埋 葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（付属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出できる費用は、一体につき大人 199,000円以内、小人 159,200円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内

<p>死体の処理</p>	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用</p> <p>1 体につき 3,300円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 ・ 既存建物を利用できない場合 1 体につき 5,000円以内 ・ ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	<p>災害発生日から10日以内</p>
<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去</p>	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき 137,500円以内とする。</p>	<p>災害発生日から10日以内</p>

救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者の避難</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 災害にかかった者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の捜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

救助業務従事者の区分		実費弁償の範囲		
		日 当	時間外勤務手当	旅 費
政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,800円	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の既定により算定した額	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬 剤 師	15,200円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,400円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士	15,200円		
	救命救急士	15,900円		
	土木技術者及び建築技術者	16,400円		
	大工	16,700円		
	左官	16,100円		
とび職	18,000円			
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内			

資料3-12 : 公用令書

従事 号
公用令書

住所
氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり
協力を命ずる。

年 月 日
処分権者 氏名 印

従事すべき業務
従事すべき場所
従事すべき機関
出頭すべき日時
出頭すべき場所
備 考

管理第 号
公用令書

住所
氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり
管理、使用、収容する。

年 月 日
処分権者 氏名 印

名称	数量	所在 場所	範囲	引渡 月日	引渡 場所	備考

保管第 号
公用令書

住所
氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり
物資の保管を命ずる。

年 月 日
処分権者 氏名 印

保管すべき 物資の種類	数量	保管すべ き場所	保管すべ き期間	備 考

変更第 号
公用変更令書

住所
氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書
(年 月 日第 号)にかかると処分を次のとおり
変更したので同法施行令第34条第1項の規定により、
これを交付する。

年 月 日
処分権者 氏名 印

変更した処分の内容

取消第 号

公 共 取 消 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

資料3-13：東大阪市内病院一覧

平成25年12月31日現在

病院名	所在地	電話番号	標榜科目	病床数
医療法人清和会 ながはら病院	長田西4丁目3番13号	06-6744-0111	内科 循環器科 消化器科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科	一般48床 療養96床
社会福祉法人 竹井病院	長堂1丁目28番6号	06-6781-0603	内科 消化器科 外科 整形外科 皮膚科 肛門科 リハビリテーション科	療養58床
医療法人社団丸山会 八戸の里病院	下小阪3丁目16番14号	06-6722-7676	内科 循環器内科 リウマチ科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 リハビリテーション科	一般95床
医療法人宝持会 池田病院	宝持1丁目9番28号	06-6721-0151	内科 循環器科 消化器科 外科 整形外科 眼科 皮膚泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般139床 療養60床
医療法人竹村医学研究会 小阪産病院	菱屋西3丁目4番13号	06-6722-4771	産科 婦人科	一般61床
社会福祉法人天心会 小阪病院	永和2丁目7番30号	06-6722-5151	内科 精神科 神経科	精神537床
医療法人聖和錦秀会 阪本病院	西上小阪7番17号	06-6721-0344	内科 精神科 神経科 心療内科 歯科	精神546床
医療法人康生会 弥刀中央病院	友井3丁目2番13号	06-6721-2721	内科 循環器科 消化器科 リハビリテーション科 放射線科	療養107床
医療生協かわち野 生活協同組合 東大阪生協病院	長瀬町1丁目7番7号	06-6727-3131	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 小児科 神経内科 外科 整形外科 リハビリテーション科 放射線科 肛門外科 眼科	一般99床
医療法人長生会 布施病院	荒川3丁目26番12号	06-6721-0182	リウマチ科 整形外科	一般35床
医療法人仁風会 牧野病院	太平寺1丁目9番26号	06-6728-6001	内科 胃腸科 外科 整形外科 皮膚科 リハビリテーション科 放射線科	一般120床 療養60床
医療法人孟仁会 東大阪山路病院	稲葉1丁目7番5号	072-961-3700	内科 循環器科 外科 整形外科 脳神経外科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 皮膚泌尿器科	一般164床
医療法人寿山会 喜馬病院	岩田町4丁目2番8号	072-961-6888	内科 消化器科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 肛門科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般43床 療養80床
東大阪市立総合病院	西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 小児科 精神科 神経内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科 歯科口腔外科 病理診断科 緩和ケア内科	一般573床
大阪府立 中河内救命救急センター	西岩田3丁目4番13号	06-6785-6166	内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 救急科	一般30床
医療法人河内友誼会 河内総合病院	横枕1番31号	072-965-0731	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 救急科	一般374床

病院名	所在地	電話番号	標榜科目	病床数
医療法人徳洲会 東大阪徳洲会病院	菱江3丁目6番11号	072-965-0021	内科 消化器科 リハビリテーション科	一般50床 療養50床
森外科病院	中石切町2丁目4番29号	072-984-0777	内科 胃腸科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科	一般25床
医療法人藤井会 石切生喜病院	弥生町18番28号	072-988-3121	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 血液内科 神経内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 乳腺・頭頸部外科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	一般331床
医療法人藤井会 藤井会リハビリテーション病院	弥生町17番6号	072-983-7811	内科 リハビリテーション科	療養108床
医療法人 枚岡病院	出雲井本町3番25号	072-982-1125	内科 循環器内科 消化器内科 小児科 外科 整形外科 眼科 皮膚科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 ペインクリニック内科	一般98床 療養101床
医療法人恵生会 恵生会病院	鷹殿町20番29号	072-982-5101	内科 循環器内科 消化器内科 小児科 外科 整形外科 消化器外科 肛門外科 産婦人科 眼科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科	一般96床 療養88床
医療法人愛壽会 松下病院	瓢箪山町6番21号	072-984-4371	内科 婦人科	療養30床
医療法人渡辺会 渡辺病院	四条町5番2号	072-982-2012	内科 外科 整形外科 リハビリテーション科 放射線科	療養75床
社会医療法人若弘会 若草第一病院	若草町1番6号	072-988-1409	内科 呼吸器科 循環器科 消化器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 泌尿器科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 救急課	一般230床

資料3-14：炊き出し施設

(平成25年12月31日現在)

施設名	所在地	電話
学校給食センター	弥生町17-4	072-982-9911
玉串共同調理場	玉串町西2-4-34	072-968-2722
楠根東共同調理場	七軒家17-39	06-6748-5630
単独調理校 (32校)		

資料3-15：運搬車両台数（清掃活動）

市有車両台数

（平成26年2月末現在）

所管	車種			2 t ダンプ	1 t ダンプ	軽トラック	計
	機械車						
	4 t	3, 5 t	2 t				
東部環境事業所	0	14	0	2	1	1	18
中部環境事業所	0	0	28	1	0	5	34
西部環境事業所	0	0	17	4	1	0	22
北部環境事業所	0	0	30	3	0	1	34
美化推進課	0	0	1	3	1	2	7
計	0	14	76	13	3	9	101

委託業者保有車両台数

（平成26年2月末現在）

業者名	車種	機械車 2 t	トラック車	ダンプ車	コンテナ車	計
東大阪清掃事業協同組合 06 (6783) 0053		23	0	0	0	23
東地区環境事業協同組合等		18	0	0	0	18

許可業者保有車両台数

（平成26年2月末現在）

業者名 営業所の所在地	車種	塵芥車	トラック車	ダンプ車	コンテナ車	キャブオーバ	計
布施清掃 足代1-3-14 06 (6721) 1680		4	0	2	0	0	6
(有)堤野建設 下小阪1-5-8 06 (6721) 7019		5	0	0	1	1	7
関西興業 (株) 渋川町2-7-3 06 (6783) 6458		4	0	0	3	0	7
中塚産業 大蓮南3-7-6 06 (6736) 1661		5	0	1	0	0	6
(株)広田清掃 箱殿町6-44 072 (982) 2000		8	0	1	0	1	10
(株)枚岡環境 水走4-7-14 072 (965) 2469		5	0	0	2	0	7
(株)石川環境開発 日下町3-1204 072 (982) 7117		2	0	0	0	0	2
(有)今里開発 本庄西1-4-29 06 (6745) 5894		4	0	0	2	3	9
(有)高間興業 横枕7-13 072 (962) 0450		2	0	1	0	1	4

業者名 営業所の所在地	車 種						計
	塵芥車	トラック車	ダンプ車	コンテナ車	キャブオーバ		
(株)尾立衛生 近江堂1-10-15 06(6725)2402	3	0	1	0	0	4	
(株)布施興業 高井田西2-2-4 06(6782)5443	5	0	1	2	0	8	
(株)宝 渋川町3-8-12 06(6721)0384	4	0	0	0	1	5	
丸石興業 善根寺町5-2-7 072(877)4743	1	0	1	0	0	2	
西 興業 長瀬町3-8-23-218 06(6722)1871	1	0	0	0	0	1	
(株)寿興業 若江南町5-3-14 06(6727)4548	2	0	0	1	0	3	
石川興業 長瀬町2-10-22-507 06(6736)1471	1	0	0	0	0	1	
阪本清掃 島之内1-4-30 072(966)7799	4	0	0	0	1	5	
(株)西田清掃興業 稲田本町1-22-21 06(6911)9933	2	0	1	0	0	3	
春芽商店 四条町6-6 072(984)5049	1	0	0	0	1	2	
大東衛生(株) 水走4-9-8 06(6971)7339	2	0	0	1	0	3	
(有)中谷商事 下六万寺町2-5-23 072(986)1991	3	0	0	0	0	3	
近畿環境センター(株) 若江南町2-11-3 06(6721)0208	3	0	1	0	0	4	
東大阪流通興産(株) 本庄2-7-10 06(6747)7082	1	0	1	0	1	3	
(株)シノハラ環境 横小路町6-928-4 072(982)0425	2	0	0	1	0	3	
(株)古澤 衣摺2-10-24 072(992)6158	2	0	0	0	0	2	
(株)大登衛生 渋川町3-1-22 06(6728)7735	1	0	0	0	0	1	
大都クリーン(株) 柏田本町19-10 06(6721)5383	2	0	0	1	0	3	
計	79	0	11	14	10	114	

資料3-16：ごみ処理施設

(平成26年2月末現在)

名 称	所 在 地	処理能力
東大阪都市清掃施設組合 焼却施設	東大阪市水走4-6-25	1,200 t／日
東大阪都市清掃施設組合 焼却施設	東大阪市水走4-7-17	150 t／5時間

資料3-17：市立火葬場

(平成26年2月末現在)

名 称	所 在 地
長瀬斎場	東大阪市長瀬町二丁目6番3号
小阪斎場	東大阪市宝持四丁目11番2号
楠根斎場	東大阪市長田西一丁目2番18号
岩田斎場	東大阪市岩田町五丁目14番1号
今米斎場	東大阪市今米一丁目8番23号
額田斎場	東大阪市南荘町7番26号
荒本斎場	東大阪市菱屋東三丁目5番17号

資料3-18：被害状況等報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	全焼 棟数	棟 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	
	半焼 棟数	棟		建物焼損表面積	m ²	
	部分焼 ぼや	棟		林野焼損面積	a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 台 人		消防団 台 人			
	その他 人					
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 {	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2 危険物等に係る事故	都道府県	
	3 原子力施設に係る事故	市 町 村 (消防本部名)	
	4 その他特定の事故	報告者名	
消防庁受信者氏名 _____			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気 象 状 況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名		
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設 の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人	
		重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 お よ び 救 急・救 助 活 動 状 況	事業所	出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	そ の 他	人		
	消 防 本 部 (署)	台 人		
	消 防 団	台 人		
	海 上 保 安 庁	人		
	自 衛 隊	人		
警戒区域の設定 使用停止命令	月 日 時 分 月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数		救助人員	
救急・救助活動 の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

〔災害概況速報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

〔被害状況速報〕

都 道 府 県			区 分			被 害				
被 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 報 (月 日 時現在)			田	流出・埋没	ha		
							冠 水	ha		
報 告 者 名	区 分	被 害	畑	流失・埋没	ha					
				冠 水	ha					
住 家 被 害	文 教 施 設	箇 所		そ	病 院	箇 所				
					道 路	箇 所				
			橋 り よ う		箇 所					
			河 川		箇 所					
			港 湾		箇 所					
			砂 防		箇 所					
	全 壊	棟 世帯 人	の		清 掃 施 設	箇 所				
					崖 く ず れ	箇 所				
					鉄 道 不 通	箇 所				
					被 害 船 舶	隻				
					水 道	戸				
					電 話	回 線				
半 壊	棟 世帯 人	他		電 気	戸					
				ガ ス	戸					
				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所					
				一 部 破 損	棟 世帯 人	り 災 世 帯 数	世 帯			
						床 上 浸 水	棟 世帯 人	り 災 者 数	人	
								火 災 発 生	建 物	件
床 下 浸 水	棟 世帯 人		危 険 物	件						
			そ の 他	件						
非 住 家	公 共 建 物		棟							
	そ の 他		棟							

区 分		被 害	等 災 の 害 設 対 置 策 状 本 況 部	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	適 用 市 町 村 名	計	団 体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 				

※被害額は省略することができるものとする。

資料3-19：職員動員配備計画表（地震災害対策・風水害対策）

本部組織	防災体制部局		事前配備	警戒配備	非常配備	
					A号配備	B号配備
事務局	危機管理室	市内				
		市外				
		計				
	ラグビーワールドカップ誘致室	市内				
		市外				
		計				
	未収金特別対策室	市内				
		市外				
		計				
	市長公室	市内				
		市外				
		計				
	経営企画部	市内				
		市外				
計						
行政管理部	市内					
	市外					
	計					
財務部	市内					
	市外					
	計					
出納室	市内					
	市外					
	計					
議会事務局	市内					
	市外					
	計					
計						
活動組織	人権文化部	市内				
		市外				
		計				
	協働のまちづくり部	市内				
		市外				
		計				
	市民生活部	市内				
		市外				
		計				
	税務部	市内				
		市外				
		計				
	経済部	市内				
		市外				
計						
福祉部	市内					
	市外					
	計					
子どもすこやか部	市内					
	市外					
	計					
健康部	市内					
	市外					
	計					
環境部	市内					
	市外					
	計					

	建設局	市内				
		市外				
		計				
	上下水道局	市内				
		市外				
		計				
	総合病院	市内				
		市外				
		計				
	教育委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
	選挙管理委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
	監査委員事務局	市内				
		市外				
		計				
	公平委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
	農業委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
合計	市内					
	市外					
	計					

資料4-1：河川水防区域（一級河川）

（平成22年12月末現在）

河川 海岸	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	要 水 防 区 域		重 要 水 防 区 域		特 に 重 要 な 水 防 区 域		水防区域延長合計	摘 要	
			区 域	延 長	区 域	延 長	区 域	延 長			
寝屋川	左岸	枚方 寝屋川	寝屋川市 大東市 大阪市 東大阪市		m		m	自旧淀川合流点 至北谷川合流点	m 21,270	21,270	A：築堤
	右岸	〃	門真市 大東市 寝屋川市 大阪市 東大阪市					〃	21,210	21,210	〃
第二寝屋川	左岸	寝屋川	大阪市 東大阪市 八尾市					自寝屋川合流点 至恩智川分派点	11,630	11,630	A：築堤
	右岸	〃	大阪市 東大阪市					〃	11,630	11,630	〃
恩智川	左岸	八尾 寝屋川	恩智川水防 柏原市 大東市			自法善寺 至大善寺橋	450	自寝屋川合流点 至法善寺	15,000	15,450	A：築堤
	右岸	〃	〃			〃	430	〃	15,000	15,430	〃
大川	左岸	八尾	恩智川水防 東大阪市					自恩智川合流点 至東大阪市善根寺	1,670	1,670	A：築堤、堤防高（流下能力）
	右岸	〃	恩智川水防 東大阪市 大東市					〃	1,640	1,640	〃
日下川	左岸	〃	恩智川水防					自恩智川合流点 至国道170号（新）	360	360	A：築堤、堤防高（流下能力）
	右岸	〃	〃					〃	360	360	〃
音川	左岸	〃	恩智川水防 東大阪市	自恩智川合流点 至砂留	500	自砂留 至近鉄奈良線	1,640			2,140	B：築堤、C：堤防高
	右岸	〃	〃	〃	500	〃	1,680			2,180	〃
新川	左岸	〃	恩智川水防	自恩智川合流点 至一級河川区域	860					860	C：堤防高
	右岸	〃	〃	〃	860					860	〃
御神田川	左岸	〃	〃	自長門川合流点 至国道170号（旧）	640					640	C：堤防高
	右岸	〃	〃	〃	630					630	〃
長門川	左岸	〃	〃	自恩智川合流点 至長門橋	740			自長門橋 至一級河川区域	780	1,520	A：築堤、C：堤防高
	右岸	〃	〃	〃	740			〃	790	1,530	〃
箕後川	左岸	〃	〃	自恩智川合流点 至国道170号（新）下流60m	800			自国道170号（新）下流60m 至国道170号（新）	60	860	A：築堤、C：堤防高
	右岸	〃	〃	〃	800			〃	60	860	〃

資料4-2：ため池防災関係水防区域

(平成25年12月末現在)

ため池防災関係水防区域	ため池名	所在地
1. 重要水防ため池	豊浦山池	東大阪市東豊浦町
	日下新池	東大阪市日下町
2. 要水防ため池	横小路今池	東大阪市横小路町
	横小路皿池	東大阪市横小路町
	横小路新池	東大阪市横小路町
	河内山池	東大阪市客坊町

資料4-3：各指定水防管理団体水防施設資機材要員総括表

(平成25年12月末現在)

水防管理団体の名称		単 位	淀川左岸	大和川右岸	恩 智 川	
施設資器材	倉 庫	棟	80	31	16	
	屯 所	棟	6	14		
	ト ラ ッ ク	台		1	4	
	手 車	台	200	59	37	
	船	隻	10	1	2	
	照 明 器	灯	122	0	37	
	固 定 無 線 機	局	1	2	1	
	移 動 無 線 機	局	75	32	56	
	ラ ジ オ	台	110	1	1	
	テ レ ビ	台	2	3	1	
	テ ン ト	張	20	0	12	
水防施設	吹 土 の う 袋	枚	373,290	134,480	43,450	
	筵	枚	6,951	872	300	
	シ ー ト	枚	217	300	479	
	縄	Kg	37,222	16,069	142	
	杭	2 m 未 満	本	9,304	745	100
		2 m 以 上	本	20,802	2,812	15,292
	丸太	2 m 未 満	本		3,102	
		2 m 以 上	本	14	6,626	49
	鉄 線	丁	2,898	1,700	178	
	掛 矢	丁	2,310	574	145	
	ス コ ッ プ	丁	3,365	1,683	257	
	タ コ	丁	939	274	56	
	ツ ル ハ シ	丁	1,187	275	52	
	鋸	丁	385	160	22	
	斧	丁	483	97	11	
	鎌	丁	901	642	119	
	皿 籠	組	706		62	
土 箕	挺	1,499				
ペ ン チ	丁	325	131	48		
ハ ン マ ー	丁	823	127	17		
水防団員	一 般 府 民	人	2,652	1,191		
	消 防 団 員	人	76	46	*794	
	計	人	2,728	1,237	794	

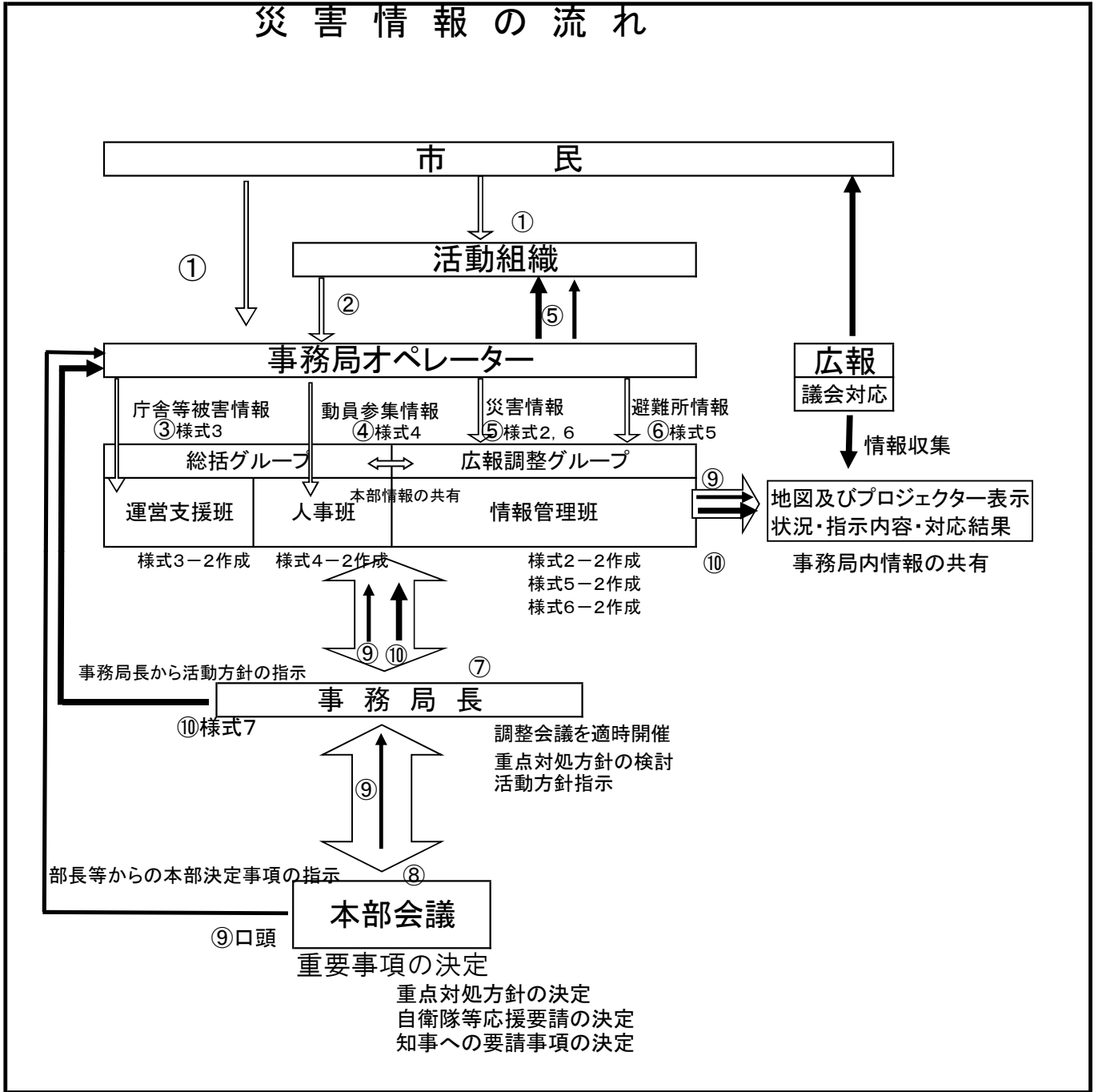
*印 東大阪市消防団員と八尾市消防団員との合算値

資料6-1：職員動員配備計画表（原子力災害対策）

本部組織	防災体制部局		事前配備	警戒配備	非常配備	
					A号配備	B号配備
事務局	危機管理室	市内				
		市外				
		計				
	ラグビーワールドカップ誘致室	市内				
		市外				
		計				
	未収金特別対策室	市内				
		市外				
		計				
	市長公室	市内				
		市外				
		計				
	経営企画部	市内				
		市外				
計						
行政管理部	市内					
	市外					
	計					
財務部	市内					
	市外					
	計					
出納室	市内					
	市外					
	計					
議会事務局	市内					
	市外					
	計					
計						
活動組織	人権文化部	市内				
		市外				
		計				
	協働のまちづくり部	市内				
		市外				
		計				
	市民生活部	市内				
		市外				
		計				
	税務部	市内				
		市外				
		計				
	経済部	市内				
		市外				
		計				
	福祉部	市内				
		市外				
		計				
子どもすこやか部	市内					
	市外					
	計					
健康部	市内					
	市外					
	計					
環境部	市内					
	市外					
	計					

	建設局	市内				
		市外				
		計				
	上下水道局	市内				
		市外				
		計				
	総合病院	市内				
		市外				
		計				
	教育委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
	選挙管理委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
	監査委員事務局	市内				
		市外				
		計				
	公平委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
	農業委員会事務局	市内				
		市外				
		計				
合計	市内					
	市外					
	計					

災害情報の流れ



個人参集票

平成 年 月 日 現在

所 属	勤務場所		
フリガナ		職員番号	
補職・氏名	.	血液型	A・B・O・AB
住 所			
連絡先電話番号	自宅・その他 ()	携帯電話	
	- -	- -	
参集所要時間	通勤手段による所要時間	時間	分
	大規模災害等を想定し、最も迅速な手段による所要時間	(自転車・単車) 時間	分
事務分掌	所属部局・班	-----	

	私の事務	-----	

提出理由 (発生年月日)	1 人事異動 年 月 日	2 住所変更 年 月 日	3 その他 () 年 月 日
備 考			

- ※ 記入例
- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 所 属 | 〇〇部(局) 〇課 |
| 2 勤務場所 | 〇〇課 〇担当 係 |
| 3 血液型 | 該当する血液型を○で囲む。 |
| 4 住 所 | 〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇マンション〇〇〇号室まで記入する。 |
| 5 連絡先電話番号 | 自宅・その他 該当する方を○で囲む。
※ その他に○の者は、()に該当事項を記入する。
例 (〇 〇 方、呼出)
携帯電話 携帯電話所有はその電話番号を記入する。
※ 招集の連絡は有線電話番号により行う。
ただし、携帯電話のみの者については、携帯電話に行う。 |
| 6 参集所要時間 | ① 通勤手段による所要時間
通勤届による、通常の通勤所要時間を記入する。
② 大規模災害を想定し、最も迅速な手段による所要時間
(自転車・単車) 該当欄を○で囲む 自動車での参集は認めない。
※ 自転車は時速15km 単車は時速25kmで計算すること。 |

緊急・応急被災状況報告書

平成 年 月 日		
報告者所属:	役職:	氏名:
情報入手場所:	情報入手時間:	日 時 分
通報者 氏名:	性別:男・女 年齢(推・実):	才 関係
住所:	TEL	- -
報告地	報告要旨	
数値情報(確認・推定の別)	全焼 半焼 部分倒壊	その他数値情報
概要図		
私見		
建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否(車、オートバイ、徒歩)、人の死亡・行方不明、 負傷・未救出等の被害の状況や被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。		

様式3

庁舎等被害情報

受信時間	受信者	部、班名	発信者
庁舎の状況			
施設の状況			
備考			

様式3-2

庁舎等破損状況一覧表

部局名	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
	危機管理室				
	ラグビーワールドカップ誘致室				
	未収金特別対策室				
	臨時福祉給付金・子育て世帯 臨時特例給付金支給室				
市長公室	秘書室				
	政策調整室				
	広報広聴室				
	広報課				
	市政情報相談課				
経営企画部	企画室				
	資産経営室				
	行財政改革室				
行政管理部	法務文書課				
	職員課				
	人材育成室				
	人事課				
	福利厚生課				
	情報化推進室				
	統計課				
財務部	管財室				
	財政課				
	調度課				
人権文化部	文化国際課				
	男女共同参画課				
	人権室				
	人権啓発課				
	人権同和調整課				
	長瀬人権文化センター				
	荒本人権文化センター				
協働のまちづくり部	市民協働室				
	地域コミュニティ支援室				
	NPO・市民活動支援課				

庁舎等破損状況一覧表

部局名	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
市民生活部	市民総務室				
	市民課				
	日下行政サービスセンター				
	四条行政サービスセンター				
	中鴻池行政サービスセンター				
	若江岩田駅前行政サービスセンター				
	楠根行政サービスセンター				
	布施駅前行政サービスセンター				
	近江堂行政サービスセンター				
	消費生活センター				
	医療保険室				
	保険管理課				
	資格給付課				
	保険料課				
税務部	国民年金課				
	医療助成課				
	税制課				
	市民税課				
経済部	固定資産税課				
	納税課				
	経済総務課				
	モノづくり支援室				
	商業課				
福祉部	労働雇用政策室				
	農政課				
	福祉企画課				
	指導監査室				
	法人指導課				
	施設課				
	居宅事業者課				
	生活福祉室				
	障害者支援室				
長瀬障害者センター					
荒本障害者センター					

様式3-2

庁舎等破損状況一覧表

部局名	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
福祉部	高齢介護室				
	高齢介護課				
	介護保険料課				
	給付管理課				
	介護認定課				
	東福祉事務所				
	中福祉事務所				
	西福祉事務所				
	保護第一課				
	保護第二課				
	保護第三課				
	福祉課				
子どもすこやか部	こども家庭室				
	こども家庭課				
	子育て支援課				
	子ども見守り課				
	保育室				
	保育課				
健康部	保健所				
	保健所 地域健康企画課				
	保健所 食品衛生課				
	保健所 環境薬務課				
	保健所 健康づくり課				
	保健所 東保健センター				
	保健所 中保健センター				
	保健所 西保健センター				
	環境衛生検査センター				
	斎場管理課				
東診療所					

庁舎等破損状況一覧表

部局名	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
環境部	環境企画課				
	循環社会推進課				
	環境事業課				
	東部環境事業所				
	中部環境事業所				
	西部環境事業所				
	北部環境事業所				
	美化推進課				
	公害対策課				
	産業廃棄物対策課				
建設局	建設企画総務室				
	検査室				
	土木工営所				
都市整備部	都市整備庶務課				
	都市づくり課				
	都市開発室				
	連続立体交差推進室				
	街路整備室				
土木部	土木環境課				
	道路管理課				
	道路整備課				
	交通対策室				
	公園緑化室				
	みどり対策課				
	公園管理課				
	公園整備課				
	河川課				
建築部	住宅政策課				
	住宅改良室				
	建築営繕室				
	建築指導室				
	建築審査課				
	開発指導課				
	指導監察課				

様式3-2

庁舎等破損状況一覧表

部局名		課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
消防局	総務部	総務課				
		人事教養課				
	警防部	予防広報課				
		警備課				
		通信指令室				
			東消防署			
			中消防署			
		西消防署				
		出納室				
上下水道局		経営企画室				
上下水道局 水道総務部		総務課				
		管財課				
		経理課				
		お客様サービス課				
		営業システム課				
		収納対策課				
上下水道局 水道施設部		施設整備課				
		給水課				
		維持管理課				
		配水管理センター				
上下水道局 下水道部		下水道計画総務室				
		排水設備課				
		業務課				
		下水道維持監理課				
		下水ポンプ施設課				
		建設室				
総合病院事務局		総務課				
		医事課				

庁舎等破損状況一覧表

部局名	課(室)名	チェック欄	庁舎の状況	施設の状況	備考
教育委員会	教育企画室				
	学校教育推進室				
	教育センター				
	人権教育室				
教育総務部	総務課				
	施設整備課				
学校管理部	学事課				
	教職員課				
	学校給食課				
社会教育部	社会教育課				
	青少年スポーツ室				
	文化財課				
	図書館総務室				
	花園図書館				
	永和図書館				
	旭町図書館				
	長瀬青少年センター				
	荒本青少年センター				
	社会教育センター				
青少年女性センター					
選挙管理委員会	事務局				
監査委員会	事務局				
公平委員会	事務局				
農業委員会	事務局				
議会事務局	庶務課				
	議事調査課				

備考 ただし各課所管施設を含む

人員配置状況一覧表

課(室)名	チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分			日 時 分			備考
			男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
		危機管理室										
		ラグビーワールドカップ誘致室										
		未収金特別対策室										
		臨時福祉給付金・子育て世帯 臨時特例給付金支給室										
市長公室		秘書室										
		政策調整室										
		広報広聴室										
		広報課										
		市政情報相談課										
経営企画部		企画室										
		資産経営室										
		行財政改革室										
行政管理部		法務文書課										
		職員課										
		人材育成室										
		人事課										
		福利厚生課										
		情報化推進室										
財務部		統計課										
		管財室										
		財政課										
		調度課										
人権文化部		文化国際課										
		男女共同参画課										
		人権室										
		人権啓発課										
		人権同和調整課										
		長瀬人権文化センター 荒本人権文化センター										
協働のまちづくり部		市民協働室										
		地域コミュニティ支援室										
		NPO・市民活動支援課										
市民生活部		市民総務室										
		市民課										
		日下行政サービスセンター										
		四条行政サービスセンター										
		中鴻池行政サービスセンター										
		若江岩田駅前行政サービスセンター										
		楠根行政サービスセンター										
		布施駅前行政サービスセンター										
		近江堂行政サービスセンター										
		消費生活センター										
		医療保険室										
		保険管理課										
		資格給付課										
		保険料課										
		国民年金課										
	医療助成課											

人員配置状況一覧表

課(室)名	チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分			日 時 分			備考
			男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
環境部		環境企画課										
		循環社会推進課										
		環境事業課										
		東部環境事業所										
		中部環境事業所										
		西部環境事業所										
		北部環境事業所										
		美化推進課										
		公害対策課										
		産業廃棄物対策課										
建設局		建設企画総務室										
		検査室										
		土木工営所										
都市整備部		都市整備庶務課										
		都市づくり課										
		都市開発室										
		連続立体交差推進室										
		街路整備室										
土木部		土木環境課										
		道路管理課										
		道路整備課										
		交通対策室										
		公園緑化室										
		みどり対策課										
		公園管理課										
		公園整備課										
建築部		河川課										
		住宅政策課										
		住宅改良室										
		建築営繕室										
		建築指導室										
		建築審査課										
		開発指導課										
		指導監察課										
消防局	総務部	総務課										
		人事教養課										
	警防部	予防広報課										
		警備課										
		通信指令室										
		東消防署										
		中消防署										
		西消防署										
上下水道局	出納室											
	経営企画室											
上下水道局 水道総務部	総務課											
	管財課											
	経理課											
	お客様サービス課											
	営業システム課											
	収納対策課											

様式4-2

人員配置状況一覧表

課(室)名	チェック欄	配置人員	日 時 分			日 時 分			日 時 分			備考
			男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
上下水道局 水道施設部		施設整備課										
		給水課										
		維持管理課										
上下水道局 下水道部		配水管理センター										
		下水道計画総務室										
		排水設備課										
		業務課										
		下水道維持監理課										
		下水ポンプ施設課										
		建設室										
総合病院事務局		総務課										
		医事課										
教育委員会		教育企画室										
		学校教育推進室										
		教育センター										
教育総務部		人権教育室										
		総務課										
学校管理部		施設整備課										
		学事課										
		教職員課										
社会教育部		学校給食課										
		社会教育課										
		青少年スポーツ室										
		文化財課										
		図書館総務室										
		花園図書館										
		永和図書館										
		旭町図書館										
		長瀬青少年センター										
		荒本青少年センター										
		社会教育センター										
選挙管理委員会		青少年女性センター										
		事務局										
監査委員会		事務局										
公平委員会		事務局										
農業委員会		事務局										
議会事務局		庶務課										
		議事調査課										

備考 ただし各課所管施設を含む

様式5

避難所状況報告書

受信時間	受信者		部、班名		発信者							
避難所庁舎の 被害状況												
備蓄物資の状況												
被災者収容状況												
	男	女	総人数	特 記 事 項	就学前	小学生	中学生	成人	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者	
備考												

自治連合会 校区	総人口 (人)	避難人員 (人)	1次避難所	総面積 (㎡)	震災時 有効面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	風水害時 有効面積 (㎡)	月 日 時 分			特記事項	就学前	小学生	中学生	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者	
								男	女	合計								
成 和	19,764	3,953	成和小学校	7,811	2,870	1,435	4,941											
鴻池東	9,894	1,979	鴻池東小学校	5,504	2,101	1,051	3,403											
弥 栄	7,139	1,428	弥栄小学校	4,371	1,723	862	2,648											
			盾津中学校	8,354	3,051	1,526	5,303											
			小計	12,725	4,774	2,387	7,951											
加 納	11,089	2,218	加納小学校	6,366	2,389	1,195	3,977											
北 宮	10,088	2,018	北宮小学校	5,092	1,964	982	3,128											
			盾津東中学校	6,321	2,374	1,187	3,947											
			小計	11,413	4,338	2,169	7,075											
英田北	14,165	2,833	英田北小学校	5,645	2,148	1,074	3,497											
			英田中学校	7,558	2,786	1,393	4,772											
			小計	13,203	4,934	2,467	8,269											
英田南	13,022	2,604	英田南小学校	6,937	2,579	1,290	4,358											
玉 川	10,766	2,153	玉川小学校	5,589	2,129	1,065	3,460											
岩田西	12,363	2,473	岩田西小学校	6,556	2,452	1,226	4,104											
			玉川中学校	5,589	2,129	1,065	3,460											
			小計	12,145	4,581	2,291	7,564											
玉 美	8,295	1,659	玉美小学校	4,017	1,606	803	2,411											
若 江	12,810	2,562	若江小学校	6,244	2,348	1,174	3,896											
			若江中学校	6,715	2,505	1,253	4,210											
			小計	12,959	4,853	2,427	8,106											
花園北	5,226	1,045	花園北小学校	5,206	2,002	1,001	3,204											
花 園	7,827	1,565	花園小学校	5,672	2,157	1,079	3,515											
玉 串	11,586	2,317	玉串小学校	6,072	2,290	1,145	3,782											
			花園中学校	6,951	2,584	1,292	4,367											
			小計	13,023	4,874	2,437	8,149											

自治連合会 校区	総人口 (人)	避難人員 (人)	1次避難所	総面積 (㎡)	震災時 有効面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	風水害時 有効面積 (㎡)	月 日 時 分			就学前	小学生	中学生	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者		
								男	女	合計								
森河内	10,185	2,037	森河内小学校	5,227	2,009	1,005	3,218											
楠 根	45,716	9,143	楠根小学校	6,702	2,501	1,251	4,201											
			楠根東小学校	5,562	2,120	1,060	3,442											
			藤戸小学校	5,273	2,024	1,012	3,249											
			西堤小学校	7,240	2,680	1,340	4,560											
			楠根中学校	7,263	2,688	1,344	4,575											
			小計	32,040	12,013	6,007	20,027											
意岐部	15,020	3,004	意岐部小学校	6,159	2,319	1,160	3,840											
			意岐部東小学校	12,758	3,040	1,520	9,718											
			小計	18,917	5,359	2,680	13,558											
高井田東	12,794	2,559	高井田東小学校	5,829	2,210	1,105	3,619											
			新喜多中学校	7,542	2,781	1,391	4,761											
			小計	13,371	4,991	2,496	8,380											
高井田西	5,082	1,016	高井田西小学校	4,074	1,625	813	2,449											
			高井田中学校	5,639	2,146	1,073	3,493											
			小計	9,713	3,771	1,886	5,942											
長 堂	8,674	1,729	長堂小学校	4,389	1,730	865	2,659											
			長栄中学校	5,872	2,224	1,112	3,648											
			小計	10,261	3,954	1,977	6,307											
三ノ瀬	5,041	1,008	三ノ瀬小学校	3,098	1,299	650	1,799											
太平寺	6,760	1,352	太平寺小学校	5,074	1,958	979	3,116											
			太平寺中学校	5,354	2,051	1,026	3,303											
			小計	10,428	4,009	2,005	6,419											
荒 川	10,890	2,178	荒川小学校	4,907	1,902	951	3,005											
			俊徳中学校	4,964	1,921	961	3,043											
			小計	9,871	3,823	1,912	6,048											
永 和	5,069	1,014	永和小学校	3,865	1,555	778	2,310											
菱屋西	6,669	1,334	菱屋西小学校	4,238	1,679	840	2,559											

特記事項

自治連合会 校区	総人口 (人)	避難人員 (人)	1次避難所	総面積 (㎡)	震災時 有効面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	風水害時 有効面積 (㎡)	月 日 時 分			特記事項	就学前	小学生	中学生	65歳 以上	要援護 高齢者	要援護 障害者	
								男	女	合計								
八戸の里	9,164	1,833	八戸の里小学校	6,621	2,473	1,237	4,148											
八戸の里東	8,852	1,770	八戸の里東小学校	5,852	2,217	1,109	3,635											
			意岐部中学校	8,950	3,250	1,625	5,700											
			小計	14,802	5,467	2,734	9,335											
小阪	7,572	1,514	小阪小学校	5,281	2,027	1,014	3,254											
			小阪中学校	6,314	2,371	1,186	3,943											
			小計	11,595	4,398	2,199	7,197											
上小阪	11,502	2,300	上小阪小学校	6,620	2,473	1,237	4,147											
			上小阪中学校	6,936	2,579	1,290	4,357											
			小計	13,556	5,052	2,526	8,504											
弥刀東	10,242	2,048	弥刀東小学校	5,632	2,144	1,072	3,488											
			弥刀中学校	6,594	2,464	1,232	4,130											
			小計	12,226	4,608	2,304	7,618											
弥 刀	10,036	2,007	弥刀小学校	6,521	2,440	1,220	4,081											
長瀬北	7,534	1,507	長瀬北小学校	6,822	2,541	1,271	4,281											
柏 田	5,624	1,125	柏田小学校	5,974	2,258	1,129	3,716											
			柏田中学校	5,874	2,225	1,113	3,649											
			小計	11,848	4,483	2,242	7,365											
長瀬西	6,651	1,330	長瀬西小学校	5,414	2,071	1,036	3,343											
長瀬東	5,622	1,124	長瀬東小学校	5,088	1,962	981	3,126											
			金岡中学校	6,420	2,407	1,204	4,013											
			小計	11,508	4,369	2,185	7,139											
長瀬南	16,336	3,267	長瀬南小学校	6,696	2,499	1,250	4,197											
			大蓮小学校	6,195	2,332	1,166	3,863											
			大蓮東小学校	4,986	1,929	965	3,057											
			長瀬中学校	6,789	2,530	1,265	4,259											
			小計	24,666	9,290	4,645	15,376											
合計	516,942	103,382	合計	484,414	181,313	90,657	342,020											

様式6

災害個別概況聞き取り書

月日	指令番号

要請内容						
受付時間	受信者	発信者			発信者住所及び電話番号	
場所						
対象						
どのようなになっているのか						
逃げ遅れはいるか。						
何人くらい						
市民被災状況						
	戸数	世帯数	人数			備考
			男	女	計	
倒壊	全壊					
	半壊					
	部分倒壊					
火災	全焼					
	半焼					
	部分焼					
その他						

月日	指令番号

災害個別概況取りまとめ			
現場住所		活動班	
活動着手時間	活動人員	使用資機材	備考
受信時間	発信者	受信者	活動内容

様式7

指 示 書

月日	指令番号

指 示 内 容			
発信時間	発信者	受信班名	受信者氏名
活 動 方 針			
指 示			
備 考			

様式8-2

ボランティア等受付簿(個人用)

No

番号	年月日	住 所	氏 名	希望職種	手配先	担当者

東大阪市防災会議条例

昭和42年3月30日
東大阪市条例第96号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東大阪市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東大阪市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 本市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
- (2) 本市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官
- (3) 大阪府警察の警察官
- (4) 大阪府の職員（前号に掲げる者を除く。）
- (5) 副市長
- (6) 消防局長
- (7) 教育長
- (8) 本市の職員（前3号に掲げる者を除く。）
- (9) 本市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6 委員の定数は、60人以内とする。

7 第5項第5号から第8号までに掲げる者を除き、委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任

命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月28日条例第83号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成19年1月31日までの間に改正後の東大阪市防災会議条例第3条第5項第6号の者のうちから委嘱される委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成24年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東大阪市防災会議条例（昭和42年東大阪市条例第96条）第6条の規定に基づき、東大阪市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員が、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知した上で代理者を出席させることができる。

3 前項の代理者は、委員として議案の議決権を有するものとする。

4 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第3条 防災会議が成立しないとき、会長が防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、防災会議において処理すべき事件を議決しないときは、会長は、防災会議が処理すべき件を専決処分することができる。

2 一部の機関のみに関係ある事件について、会長は、該当機関に属する委員と協議して処分することができる。

3 防災会議の処理すべき事件で、特に軽易な事件は、会長が専決処分することができる。

4 会長は、前3項の規定により処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。この場合、第1項及び第2項の規定による処分については、その承認を求めなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室が処理する。

附 則

この規程は、防災会議において議決した日から施行する。

(昭和42.9.13議決)

(平成18.6.8議決)

東大阪市災害対策本部条例

昭和42年3月30日
東大阪市条例第97号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東大阪市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第13号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。